

第 2 次 双 葉 町 障 が い 者 計 画

[令和 3 年度～令和 8 年度]

第 7 期 障 が い 福 祉 計 画

[令和 6 年度～令和 8 年度]

第 3 期 障 が い 児 福 祉 計 画

[令和 6 年度～令和 8 年度]

令和6年3月

双 葉 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 障がい者施策の動向	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	3
第2章 障がい者関係基礎データ	4
1 人口・世帯	4
2 障がい者数	5
3 福祉サービス等の利用状況	9
4 アンケート調査による障がいのある人の状況	11
第3章 計画の基本理念及び基本目標	29
1 基本理念	29
2 計画の基本目標	29
3 施策の体系	30
第4章 障がい者計画	32
基本目標1 自分らしく、自立した生活が送れる環境づくり	32
基本目標2 とともに理解しあい、支えあう社会づくり	43
基本目標3 多様なニーズに沿った支援の仕組みづくり	46
第5章 第7期障がい福祉計画	51
1 第6期障がい福祉計画における成果目標の状況	51
2 第7期障がい福祉計画（成果目標）の設定	54
3 障がい福祉サービス等の実績・見込み	61
4 地域生活支援事業の推進	67
第6章 第3期障がい児福祉計画	74
1 第2期障がい児福祉計画における成果目標の状況	74
2 第3期障がい児福祉計画（成果目標）の設定	75
3 障がい児福祉サービスの実績・見込み	77
第7章 推進方策	80
1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進方策	80
2 計画の推進に向けて	82

資	料	83
1	条例・規則	83
2	委員名簿	85
3	策定経過	86

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年の障がいのある人に係る施策について、国においては、平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」への批准を目的として、障がい者施策に係る法の整備を行ってきました。平成21年には「障害者制度改革推進本部」が設置され、平成23年8月には「障害者基本法の一部改正する法律」が成立し、すべての国民が障がいの有無にかかわらず共生する社会の実現を目的に、地域社会での共生や社会的障壁の除去をはじめとした基本原則を定めることが盛り込まれています。

平成24年6月には、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が制定され、難病患者等が障がい福祉サービスの給付対象に含まれました。平成25年6月に、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）などが制定され、平成26年1月に我が国は障害者権利条約を批准しました。平成28年6月には、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、計画策定のための「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）も改正されました。また、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、市町村では障がい児福祉計画を策定して平成30年度から推進しています。

また、国においては、障害者基本法に基づく「障害者基本計画（第4次）」が平成30年度に策定されましたが、平成30年度から令和4年度までの計画期間が終了することから、令和4年度に見直しを行い、令和5年度に「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。

双葉町は平成23年3月11日に発生した東日本大震災、及び福島第一原子力発電所事故により、町域は帰還困難区域と避難指示解除準備区域に指定されました。令和4年8月30日に特定復興再生拠点の避難指示解除が実現したところではあるものの、町域の約85%は帰還困難区域のままであり、現在も多くの町民が不自由な避難生活を余儀なくされています。

そのような中、「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」に基づき、町民が生活再建を果たし、美しいふるさと・双葉町を取り戻していくことを目指しています。

この度、障害者基本法に基づく「障がい者計画」の見直しと、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律及び基本指針に基づく「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の計画期間終了を受け、障がい者・障がい児を取り巻く社会情勢の変化に対応するとともに、より具体的で実効性のある施策を実施していくために本計画を策定します。障がい者計画は、福祉をはじめ、保健・医療、教育、就労、生活支援、まちづくり等障がい者関連の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、障がいのある人及び障がいのある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に関する目標を設定するとともに、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児入所支援、障害児相談支援を提供するための体制の確保を計画的に進めることを目的としています。

2 障がい者施策の動向

近年の障がい者施策に関わる主な社会動向は、以下のとおりです。

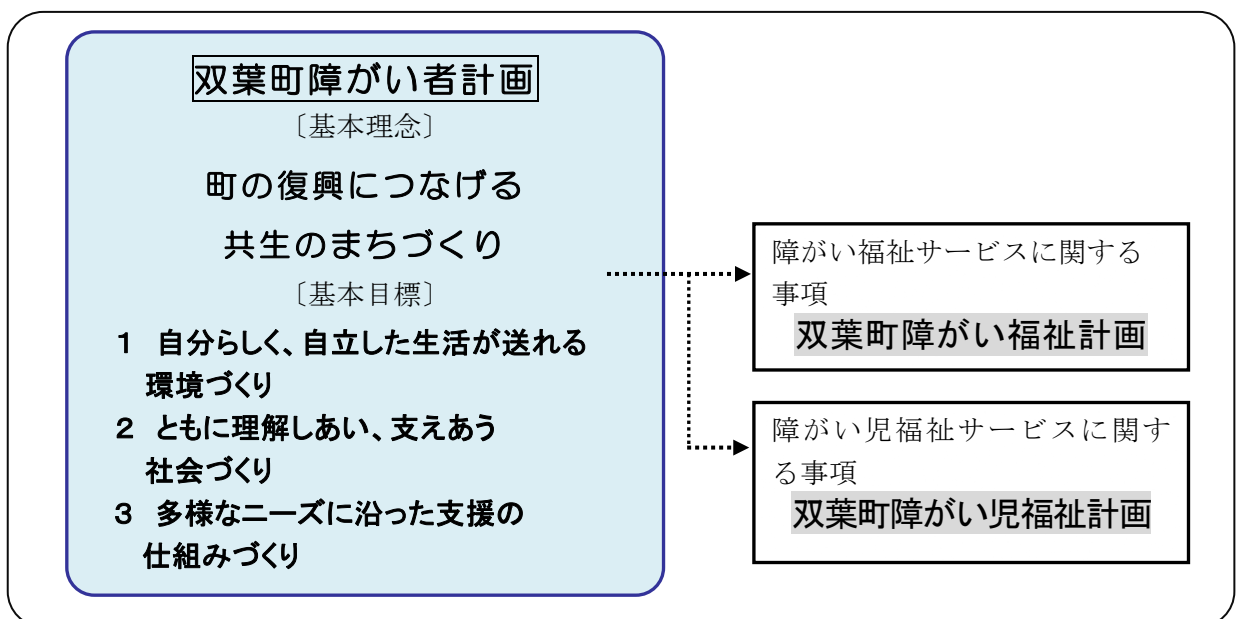
令和元年6月 改正「障害者雇用促進法」成立(令和元年6月／令和元年9月／令和2年4月施行) → 障がい者の活躍の場の拡大に関する措置 → 国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置等
令和元年6月 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)成立 → 障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする
令和2年6月 改正「社会福祉法」成立 → 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 → 社会福祉連携推進法人制度の創設 等
令和2年5月 改正「バリアフリー法」成立(令和3年4月施行) → 「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策の取組強化 → 国民に向けた広報啓発の取組推進 等
令和3年5月 改正「障害者差別解消法」成立(令和6年4月施行) → 障害を理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止 → 障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じ「共生社会」を実現 → 事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」の義務化
令和4年 10 月 改正「障害者雇用促進法」成立(令和5年4月施行) → 雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化 → 在宅就業支援団体の登録要件の緩和等
令和5年3月 「第5次障害者基本計画」成立(令和5年度から令和9年度まで施行) → 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消 → 災害発生時における障害特性に配慮した支援 → 精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 → 総合的な就労支援 → 障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備 等

3 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定めた「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項に規定する障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する「市町村障害福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、国の「障害者基本計画（第5次）」や福島県の「第5次福島県障がい者計画」及び「第7期福島県障がい福祉計画」「第3期福島県障がい児福祉計画」を踏まえるとともに、本町の最上位計画である「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」で示された基本方針、関連する個別計画との整合性を図りつつ策定したものです。

＜双葉町障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の関係＞



4 計画の期間

本町における計画期間は、双葉町第2次障がい者計画は令和3年度から令和8年度の6年間、第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画は令和6年度から令和8年度の3年間とします。

＜計画期間＞

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
双葉町障がい者計画	←		第2次 見直し			→
双葉町障がい福祉計画				第7期		→
双葉町障がい児福祉計画				第3期		→

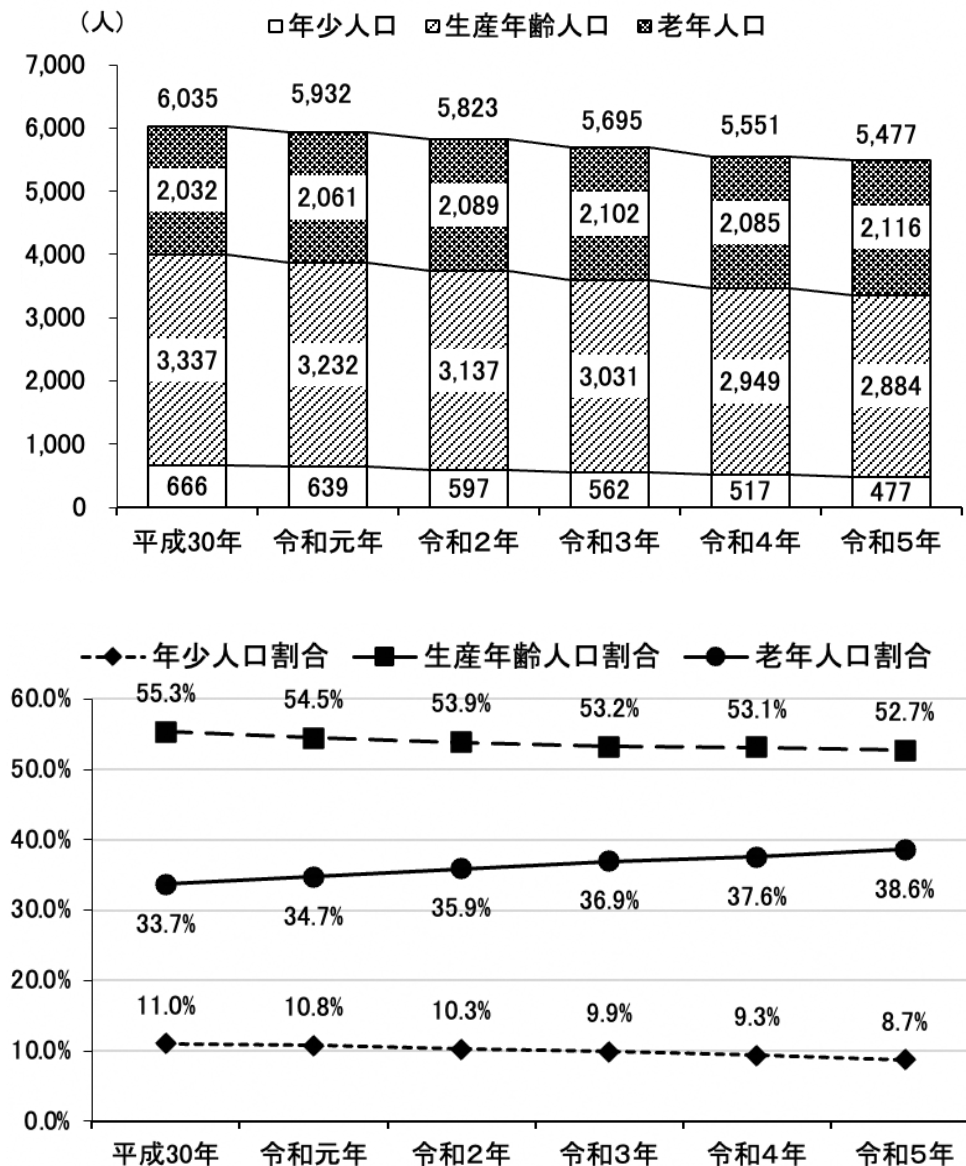
第2章 障がい者関係基礎データ

1 人口・世帯

町の総人口は、令和元年に6,000人を下回り、令和4年は5,551人、令和5年は5,477人に減少しています。

年齢構成別では、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口はともに減少しており、生産年齢人口は平成30年の3,337人から令和5年は2,884人に減少しています。一方、65歳以上の老年人口は、令和5年は2,116人と近年で最も多く、老年人口割合は38.6%となっています。

＜総人口の推移（各年9月末日現在）＞



（出典：住民基本台帳）

2 障がい者数

(1) 障害者手帳所持者状況

障害者手帳の所持数は、平成30年度の389人から令和4年度の352人にかけて減少傾向にあります。

身体障害者手帳、療育手帳の所持数はともに年々減少しています。その一方で精神障害者保健福祉手帳の保持者数は平成30年度の37人から令和4年度の44人まで微増しています。

<障害者手帳所持の推移(各年度末現在)>

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	295	290	273	269	256
療育手帳	57	57	56	56	52
精神障害者保健福祉手帳	37	37	42	46	44
合計	389	384	371	371	352

(2) 身体障害者手帳

身体障害者手帳所持数は、平成30年度の295人から令和4年度は286人に減少しています。等級別では身体障害者手帳1級が最も多く、4級と3級が続いています。

年齢別では、65歳以上が各年度で多く占めています。また、18歳以上の所持者がほとんどとなっています。

種類別では、各年度で肢体不自由が多く、次いで内部障がいが多くなっています。

<等級別所持状況(各年度末現在)>

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	105	104	104	104	104
2級	45	45	47	42	43
3級	50	49	49	46	47
4級	57	54	54	56	57
5級	17	17	17	15	15
6級	21	21	21	20	20
不明	0	0	0	0	0
合計	295	290	292	283	286

<年齢別所持状況(各年度末現在)>

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	5	2	3	4	4
18～64歳	72	73	75	73	72
65歳以上	218	215	214	206	210
不明	0	0	0	0	0
合計	295	290	292	283	286

<種類別身体障害者手帳所持件数の推移(各年度末現在)>

(人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚	19	18	18	17	17
聴覚・平衡	19	20	21	17	17
音声・言語・ そしゃく	4	4	4	4	4
肢体不自由	165	161	157	155	156
内部	88	87	92	90	92
合 計	295	290	292	283	286

※複数所持分を含む

(3) 療育手帳

療育手帳所持数は、平成30年度の57人から令和4年度の52人にかけて減少傾向にあります。

程度別では療育手帳Bが多く、令和4年度は全体の71.2%を占めています。

<療育手帳所持件数の推移(各年度末現在)>

(人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A	19	19	17	17	15
B	38	38	39	39	37
合 計	57	57	56	56	52

(4) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳の所持数は、平成30年度の37人から令和4年度では44人と微増しています。

程度別では、各年度で2級と3級で全体の9割以上を占めています。

双葉町では精神疾患のある人の通院医療を促進し、かつ適正医療を普及するために、医療に要する費用の一部を公費で負担する自立支援医療（精神通院医療）を実施しています。

＜精神障害者保健福祉手帳所持件数の推移（各年度末現在）＞

(人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	3	3	3	3	3
2級	20	20	25	27	27
3級	14	14	15	16	14
合 計	37	37	43	46	44

(5) 特定疾患認定者（難病患者）

自立支援医療費受給者では、精神通院医療がほとんどで、平成30年度の10人から令和4年度の22人と増加しています。

令和4年度の各種助成の受給者数では、特定疾患医療受給者は36人、小児慢性特定疾患医療受給者は5人、重度心身障害者医療費助成受給者は118人、在宅重度障がい者対策事業助成受給者は3人、人工透析患者通院交通費助成受給者は2人となっています。

令和4年度の各種福祉手当の受給者数は、特別障害者手当が5人、障害児福祉手当が3人、経過的福祉手当は0人、心身障害者扶養共済制度が1人となっています。

＜自立支援医療費受給者の推移（各年度末現在）＞

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神通院医療	10	10	15	18	22
更生医療	0	1	1	0	0
育成医療	0	0	0	0	0

＜各種医療費の助成受給者の受給状況（各年度末現在）＞

（人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定疾患医療受給者	40	41	36	36	36
小児慢性特定疾患医療受給者	8	8	5	5	5
重度心身障害者医療費助成受給者	134	125	135	129	118
在宅重度障がい者対策事業助成受給者	3	3	3	3	3
人工透析患者通院交通費助成受給者	2	2	2	2	2

＜各種福祉手当の受給状況（各年度末現在）＞

（人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別障害者手当	6	7	6	5	5
障害児福祉手当	0	1	2	2	3
経過的福祉手当	0	0	0	0	0
心身障害者扶養共済制度	2	2	1	1	1

3 福祉サービス等の利用状況

(1) 障がい福祉サービス利用者

令和4年度では、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの利用者は66人で、地域生活支援事業の利用者は11人となっています。

＜障がい福祉サービス利用状況（令和4年度末現在）＞

障がい福祉サービス利用者		66 人
地域生活 支援事業 利用者	訪問入浴サービス事業	2 人
	移動支援事業	8 人
	日中一時支援事業	1 人
	意思疎通支援事業	0 人

(2) 医療費の助成

自立支援医療は更生医療と育成医療、精神障害者通院医療から成り、原則医療費の1割を負担で、所得等に応じて利用負担の上限が設定され、激変緩和措置などが講じられています。

重度心身障がい者医療費助成事業は、重度の障がいのある人が病気やけがで治療を受けた際に医療費の自己負担分を助成するものです。

在宅障がい者または重度の認知症のある方に、紙おむつ等の治療材料の給付券を交付しています。

人工透析通院者の交通費を助成する人工透析患者通院交通費助成事業を実施しています。なお、医療費一部負担金の免除が行われています。

＜医療費助成受給状況（令和4年度末現在）＞

種類	概要等	人数
自立支援医療	18歳未満で身体に障がいのある児童、18歳以上の身体障害者手帳所持者、精神障がい者で定期的に通院している方に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う（更生医療・育成医療・精神通院医療の給付）	精神通院医療 22 人
重度心身障がい者医療費助成事業	身体障害者手帳1～2級、3級（内部）所持者、65歳以上で身体障害者手帳4～6級所持者、療育手帳A所持者を対象	91 人
在宅重度障害者対策事業	在宅重度障害者を対象に治療材料・衛生機材（紙おむつ等）の給付券を交付する	3 人
人工透析患者通院交通費助成事業	人工透析で通院が必要なじん臓機能障がい者が、交通機関を利用して通院する場合に交通費を助成する（所得制限あり）	2 人

(3) 各種手当等

常時特別な介護を要し、在宅で暮らす障がいのある人の自立生活の基盤確立を図るため、各種手当を支給しています。

＜各種手当支給状況(令和4年度末現在)＞

種類	概要等	人数
特別障害者手当	在宅で暮らす常時介護が必要な20歳以上の重度障がい者を対象に月額2万7,200円を支給する	5人
障害児福祉手当	在宅で暮らす常時介護が必要な20歳未満の者を対象に、月額1万4,790円を支給する	3人
特別児童扶養手当	20歳未満の療育手帳A、Bの一部、身体障害者手帳1・2級、3級の一部、精神障がいのある一部の方を監護する父母または養育者に、1級月額5万2,200円、2級月額3万4,770円を支給する	避難先自治体に申請
福島県心身障害者扶養共済制度	障がいのある人を扶養している保護者が、毎月一定額を収め、保護者が万一の場合に、障がいのある人に年金を支給する	1人

※福島県の事業であり、福島県より支給されます。申請窓口は特別児童扶養手当以外双葉町です。

4 アンケート調査による障がいのある人の状況

双葉町では、令和6年度以降の「障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定にあたり、障がいのある人の福祉サービスの利用状況や暮らしの実態、福祉に関する意識・意向などを把握するために。また、障がい等で支援が必要な子どもの保護者の意見を把握し、今後の障がい者福祉の具体的な施策を推進する上で参考とするため、本調査を実施しました。

(1) 調査の概要

調査方法：郵送による配布、回収

調査基準日：令和5年8月1日

調査対象：障害者手帳所持者、障がい（児）福祉サービス利用者など

配布数：296件

有効回答数：110件

回収率：37.2%

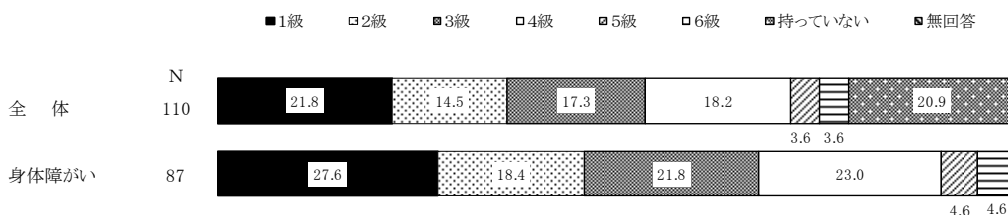
(2) 障害者手帳の交付

①身体障害者手帳の所持の有無

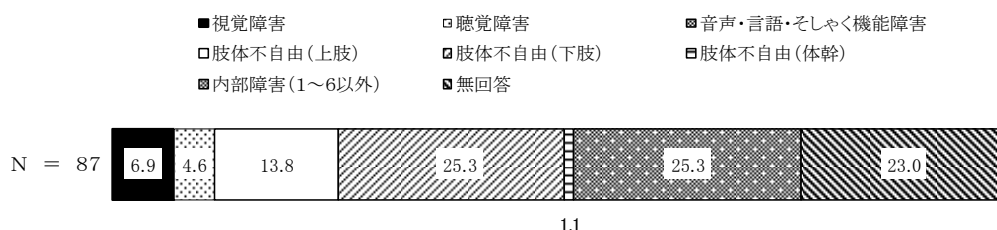
「1級」が21.8%と多く、「4級」が18.2%、「3級」が17.3%、「2級」が14.5%と続いています。身体障がいで「1級」が27.6%、続いて「6級」が23.0%と多くなっています。

所持者の主な障害の種類は、「肢体不自由（下肢）」と「内部障害」がともに25.3%と多く、「肢体不自由（上肢）」が13.8%と続いています。

★手帳種別・所持有無×問9. 身体障害者手帳保持の有無



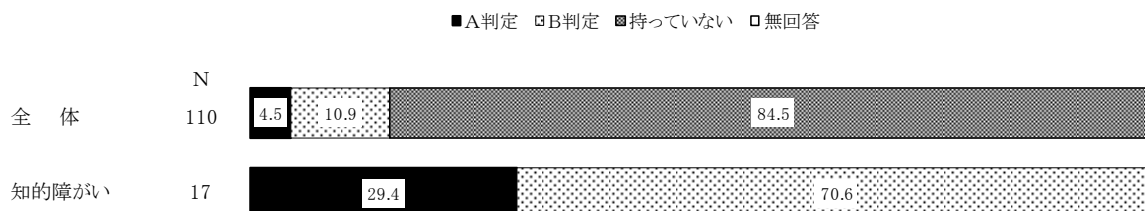
問10. 主な障害



②療育手帳の所持状況

全体では、「持っていない」が84.5%と多く、「A判定」が4.5%、「B判定」が10.9%となっています。療育手帳の程度は、知的障がいでは「A判定」が29.4%、「B判定」が70.6%です。

★手帳種別・所持有無×問11. 療育手帳保持の有無

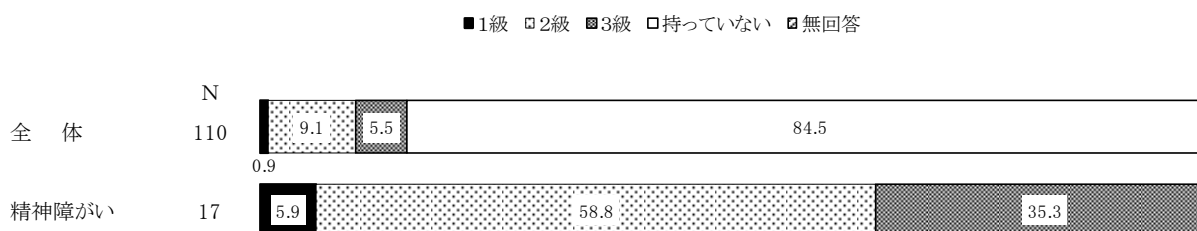


③精神障害保健福祉手帳の所持状況

全体では、「持っていない」が84.5%と多く、「2級」が9.1%、「3級」が5.5%、「1級」が0.9%です。

「2級」が58.8%と半数以上を占め、「3級」が35.3%、「1級」が5.9%となっています。

★手帳種別・所持有無×問12. 精神障害者保健福祉手帳保持の有無

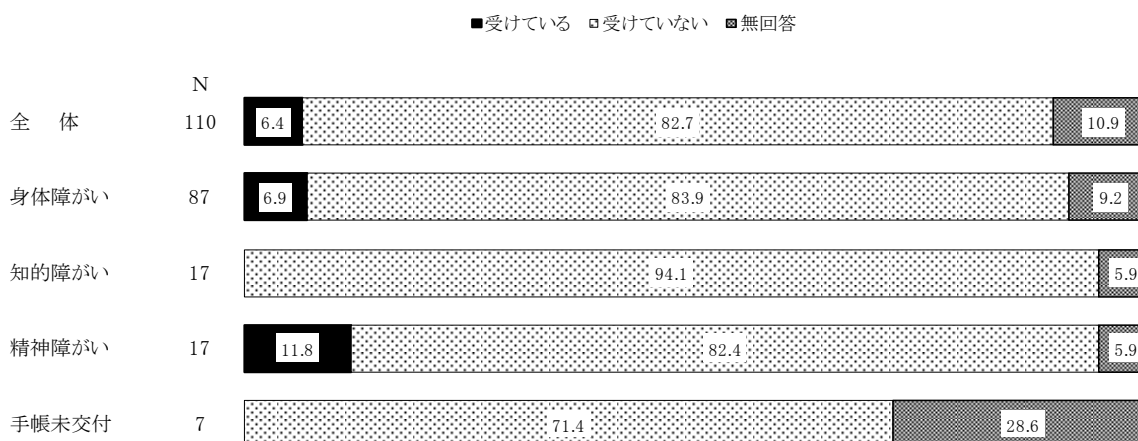


④難病（特定疾患）の認定

「受けていない」が82.7%と多く、「受けている」が6.4%です。

知的障がいでは「受けていない」が94.1%と全体と比べて高くなっています。

★手帳種別・所持有無×問13. 難病認定の有無

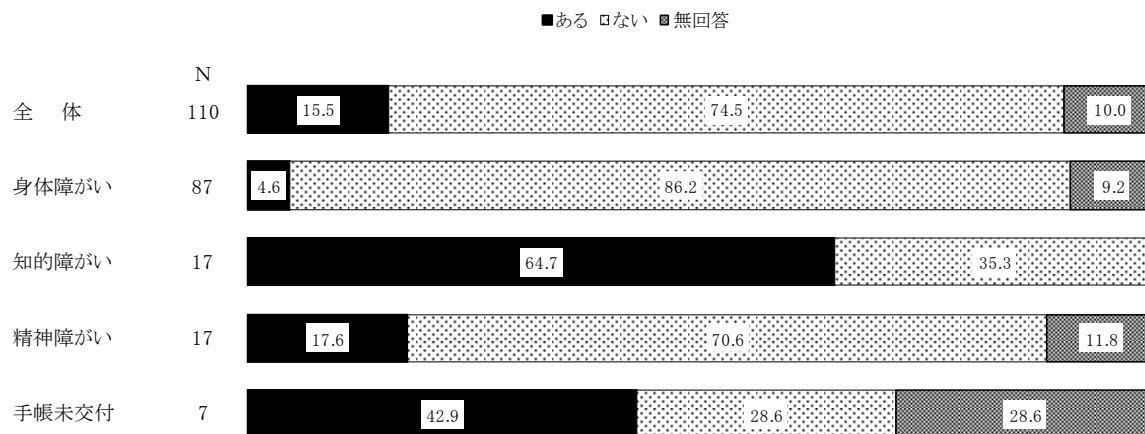


⑤発達障害の診断

全体では、「ない」が74.5%と多く、「ある」が15.5%となっています。

知的障がいでは「ある」が64.7%と全体と比べて高く、前回調査と比べると9.1ポイント高くなっています。

★手帳種別・所持有無×問14. 発達障害の診断有無

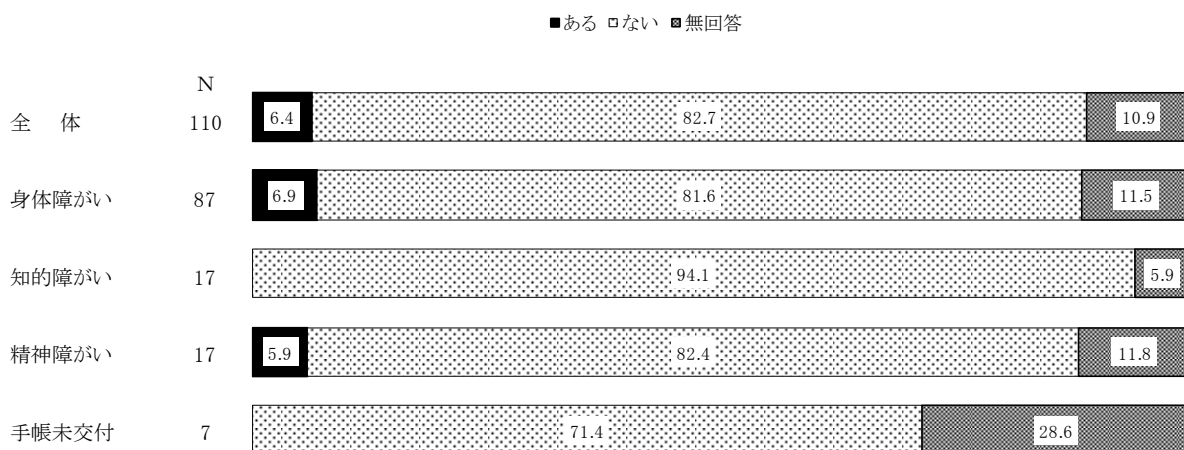


⑥高次脳機能障害の診断

全体では、「ない」が82.7%と多く、「ある」が6.4%となっています。

知的障がいでは「ない」が94.1%と高くなっています。

★手帳種別・所持有無×問15. 高次脳機能障害の診断有無



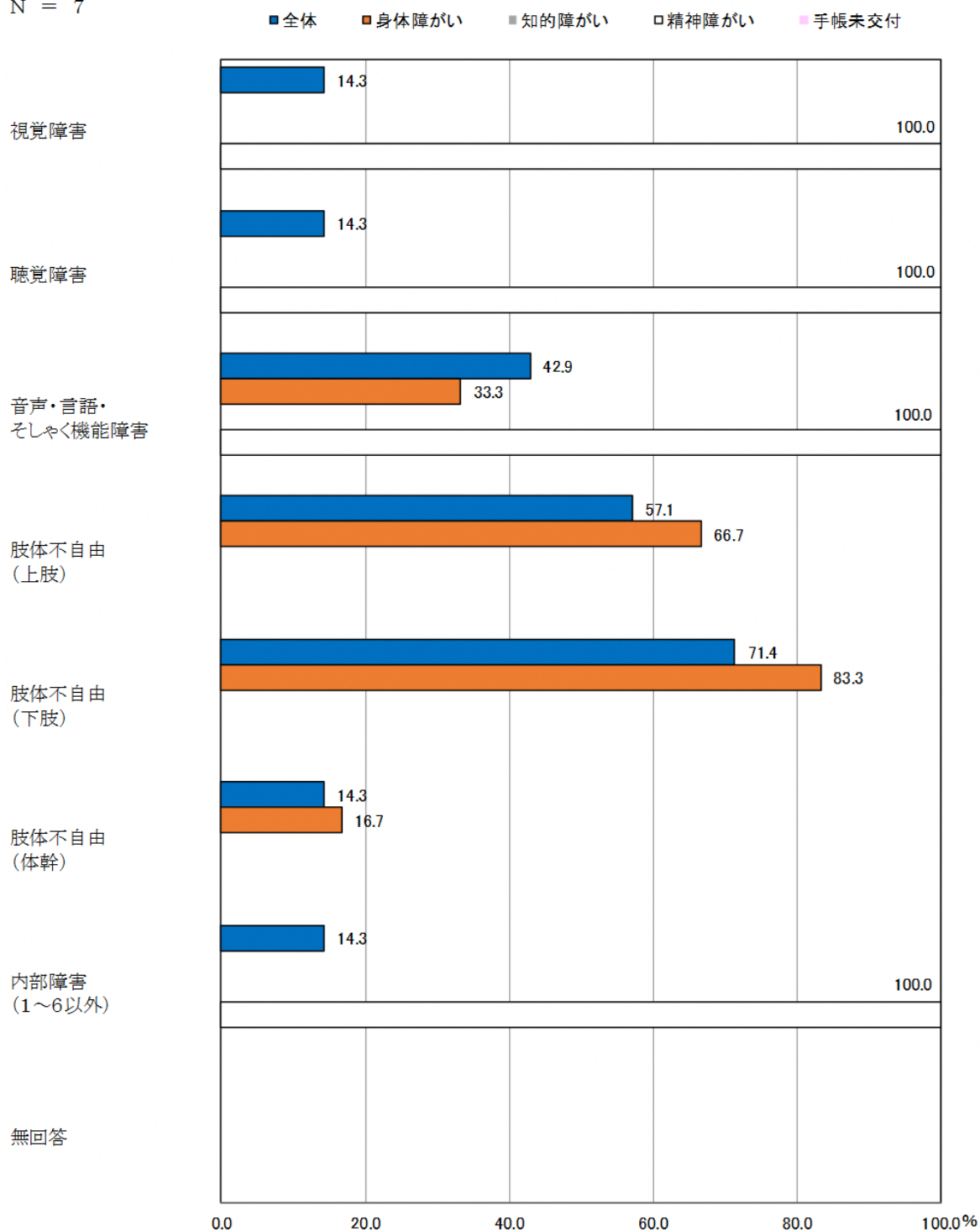
⑦高次脳機能障害の関連障害

「肢体不自由（下肢）」が71.4%と高く、「肢体不自由（上肢）」が57.1%、「音声・言語・そしゃく機能障害」が42.9%と続いています。

精神障がいで「肢体不自由（下肢）」が83.3%と全体と比べて高くなっています。

★手帳種別・所持有無×問16.「高次脳機能障害」の関連障害

N = 7



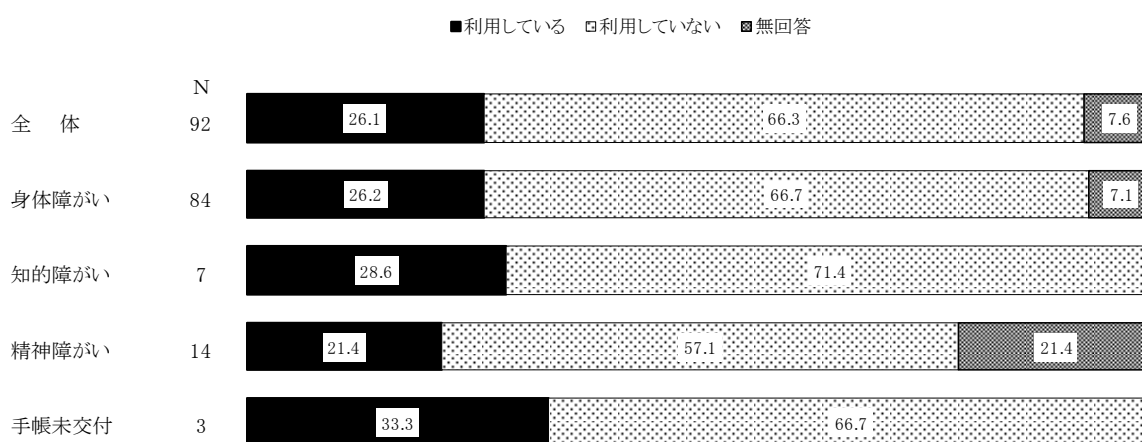
(3) 障がい福祉サービス

介護保険サービスの利用

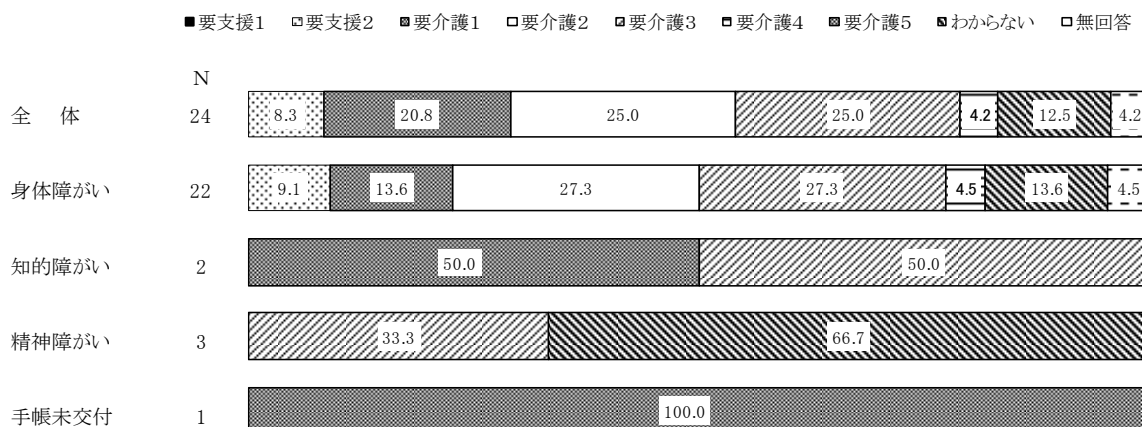
全体では、「利用していない」が66.3%と多く、「利用している」が26.1%となっています。

また、「利用している」と答えた方の要支援・要介護度は「要介護3」と「要介護2」がともに25.0%、「要介護1」が20.8%と続いています。

★手帳種別・所持有無×問35. 介護保険サービスの利用有無



★手帳種別・所持有無×問36. 要支援・要介護度

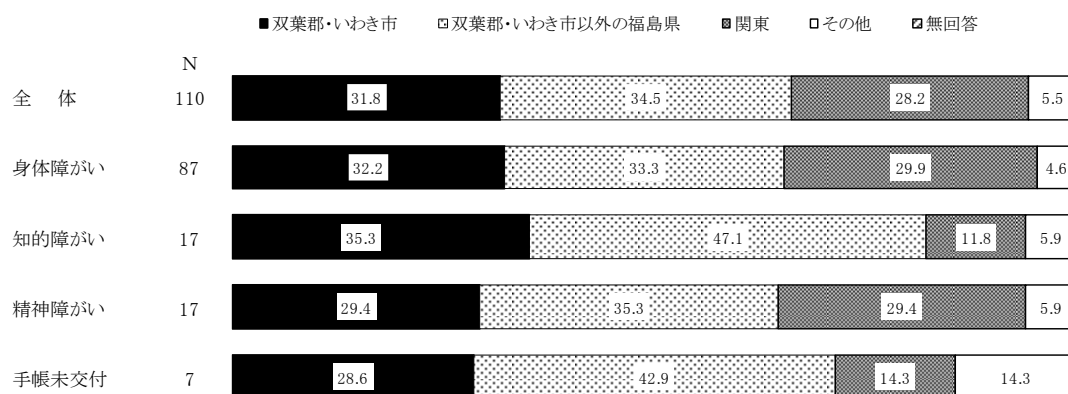


(4) 避難状況

現在の住まい（避難先）は、「双葉郡・いわき市以外の福島県」が34.5%、「双葉郡・いわき市」が31.8%、「関東」が28.2%と続いています。

知的障がいと手帳未交付で「双葉郡・いわき市以外の福島県」がそれぞれ47.1%、42.9%と全体と比べて高くなっています。

★手帳種別・所持有無×問4. 居住地（避難先住所）

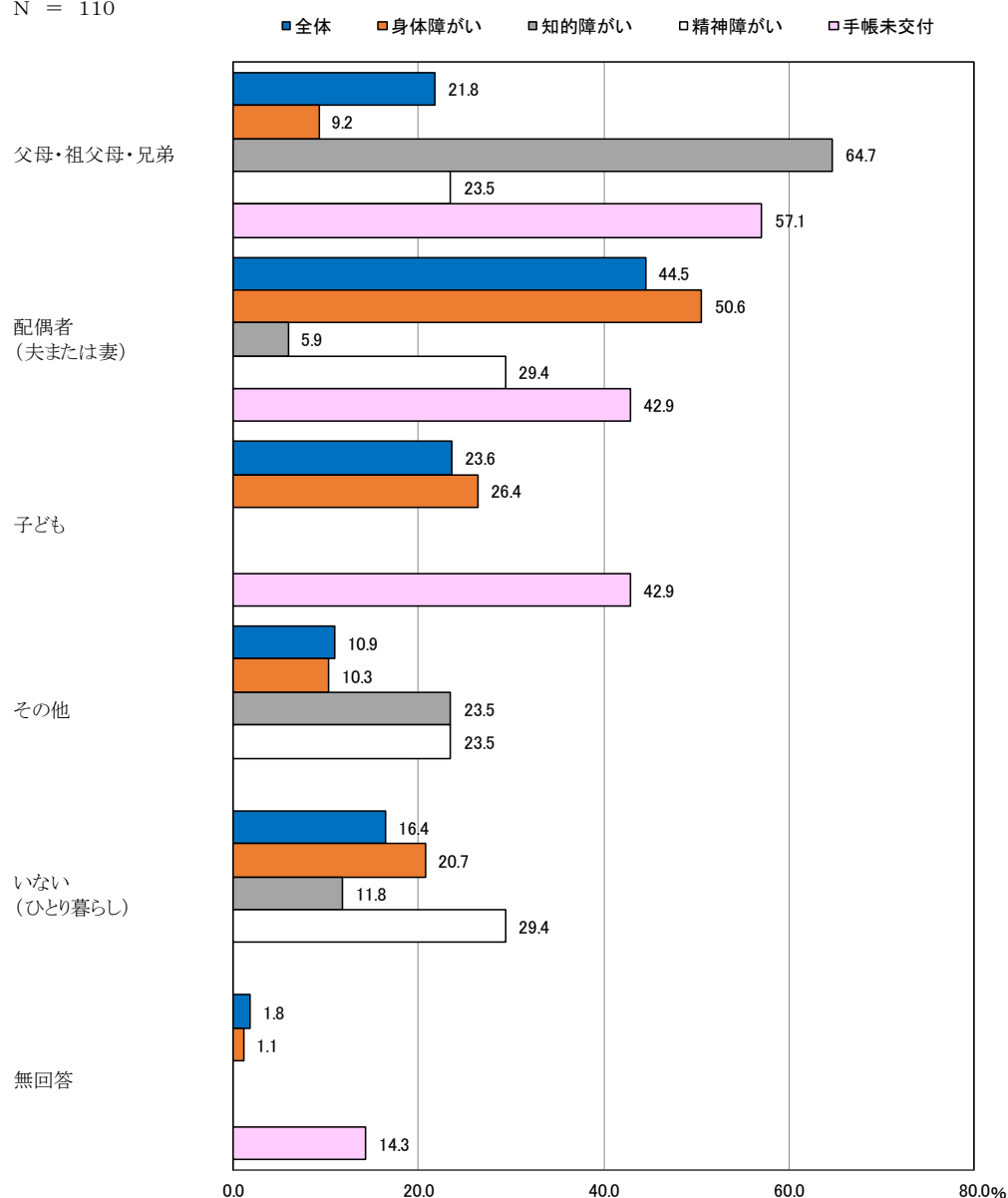


同居する家族については、「配偶者（夫または妻）」が44.5%と最も多く、「子ども」が23.6%、「父母・祖父母・兄弟」が21.8%となっています。「いない（ひとりで暮らしている）」は16.4%となっています。

知的障がいでは「父母・祖父母・兄弟」が64.7%（前回38.9%）と全体と比べて多く、前回調査と比べると25.8ポイント高くなっています。「いない（ひとりで暮らしている）」は11.8%（前回22.2%）と前回調査より10.4ポイント低くなっています。精神障がいでは「いない（ひとりで暮らしている）」が29.4%と全体より高くなっています。

★手帳種別・所持有無×問5. 同居人

N = 110



(5) 相談先

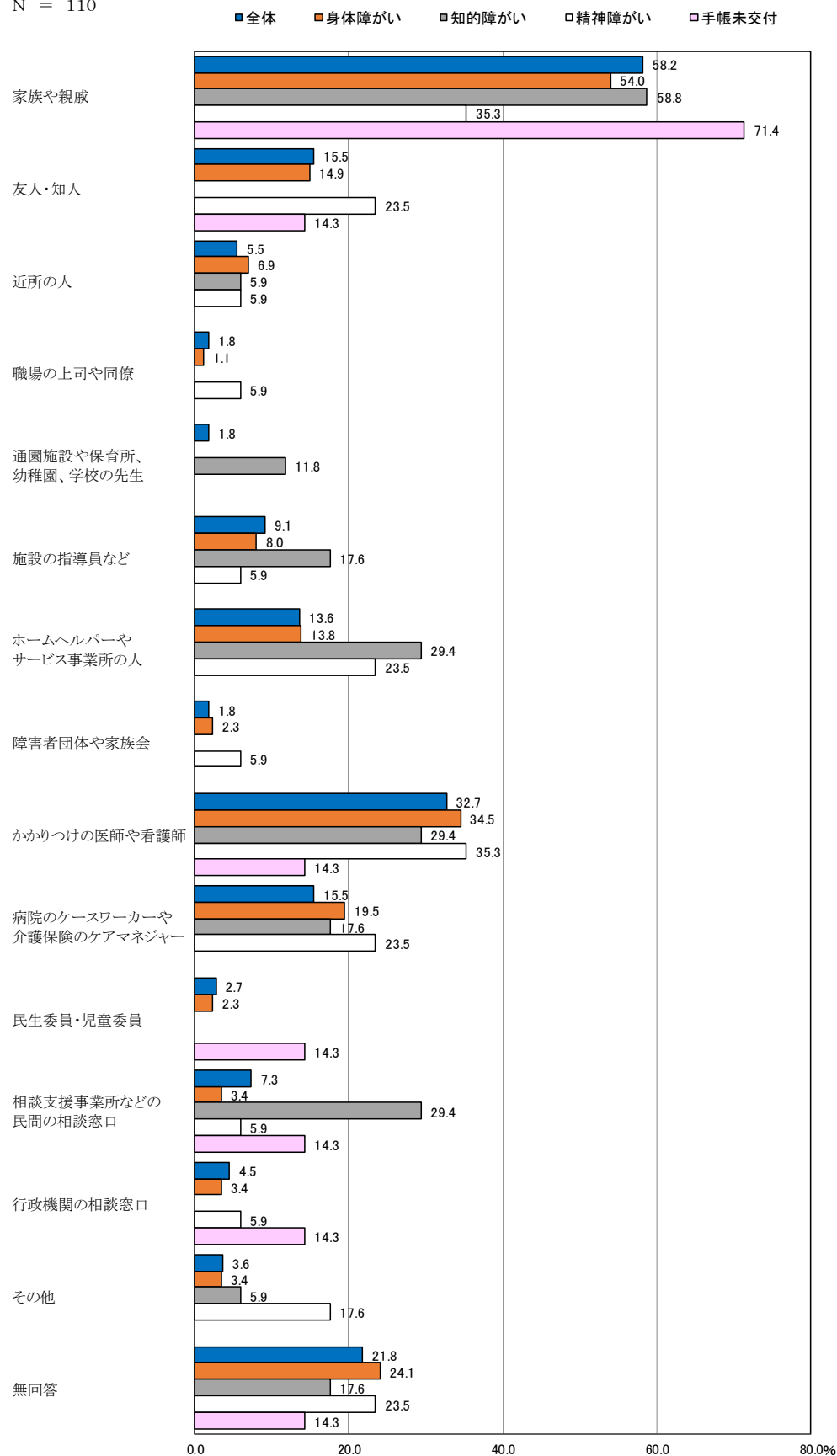
困っていることや不安なことの相談先は、「家族や親戚」が58.2%と高く、「かかりつけの医師や看護師」が32.7%、「友人・知人」と「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」がともに15.5%、「ホームヘルパーなどサービス事業所の人」が13.6%と続いています。

知的障がいでは「ホームヘルパーなどサービス事業所の人」と「相談支援事業所などの民間の相談窓口」がともに29.4%（前回16.7%、11.1%）で全体より多く、前回調査と比べるとそれぞれ12.7ポイント、18.3ポイント低くなっています。

精神障がいは「友人・知人」「ホームヘルパーなどサービス事業所の人」「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」がともに23.5%で全体より高くなっています。手帳未交付で「家族や親戚」が71.4%と全体より高くなっています。

★手帳種別・所持有無×問41. 困っていること・不安に思っていることの相談先・相談相手

N = 110



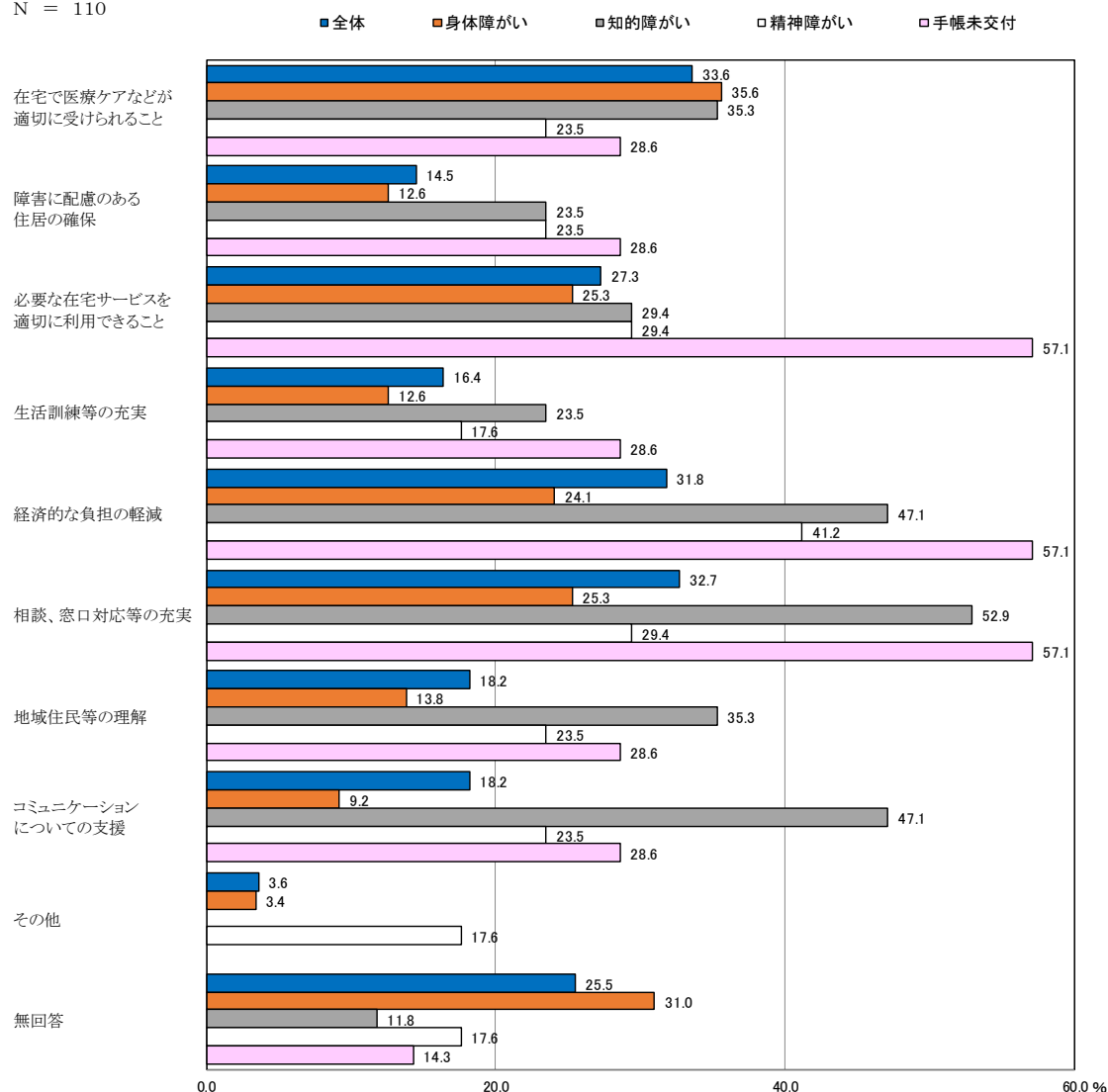
(6) 障がいのある人が暮らしやすいまちづくりに必要な支援

地域で生活するための支援について、全体では、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が33.6%、「相談・窓口対応等の充実」が32.7%、「経済的な負担の軽減」が31.8%、「必要な在宅サービスを適切に利用できること」が27.3%と続いています。

知的障がいでは「相談・窓口対応等の充実」が52.9%、「経済的な負担の軽減」と「コミュニケーションについての支援」がともに47.1%と全体と比べてそれぞれ高くなっています。精神障がいでは「経済的な負担の軽減」が41.2%、「必要な在宅サービスを適切に利用できること」と「相談・窓口対応等の充実」がともに29.4%となっています。

★手帳種別・所持有無×問23. 地域で生活するためにあればよいと思う支援

N = 110



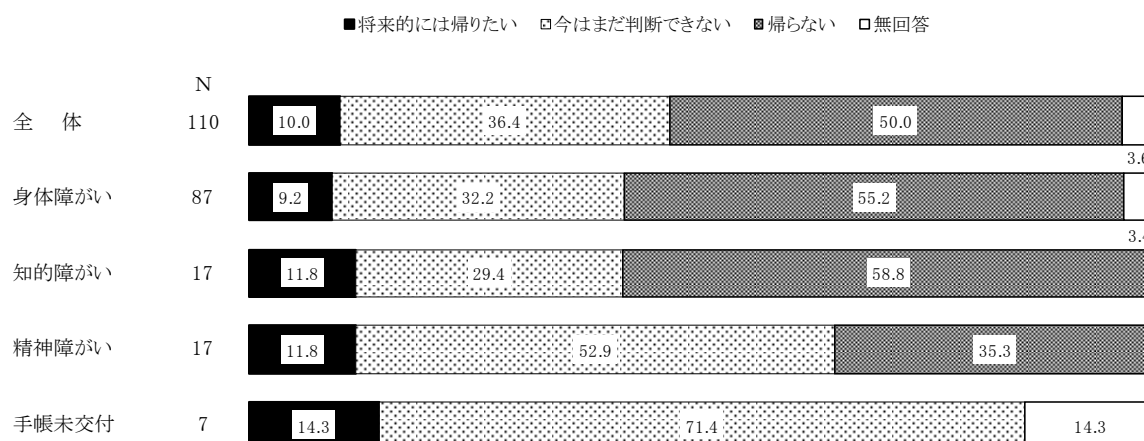
(7) 帰町

①帰町の意向

「帰らない」が50.0%と半数を占め、「今はまだ判断できない」が36.4%、「将来的には帰りたい」が10.0%となっています。

精神障がいでは「今はまだ判断できない」が52.9%と全体と比べて高くなっています。

★手帳種別・所持有無×問24. 将来双葉町に帰りたいと思うか否か



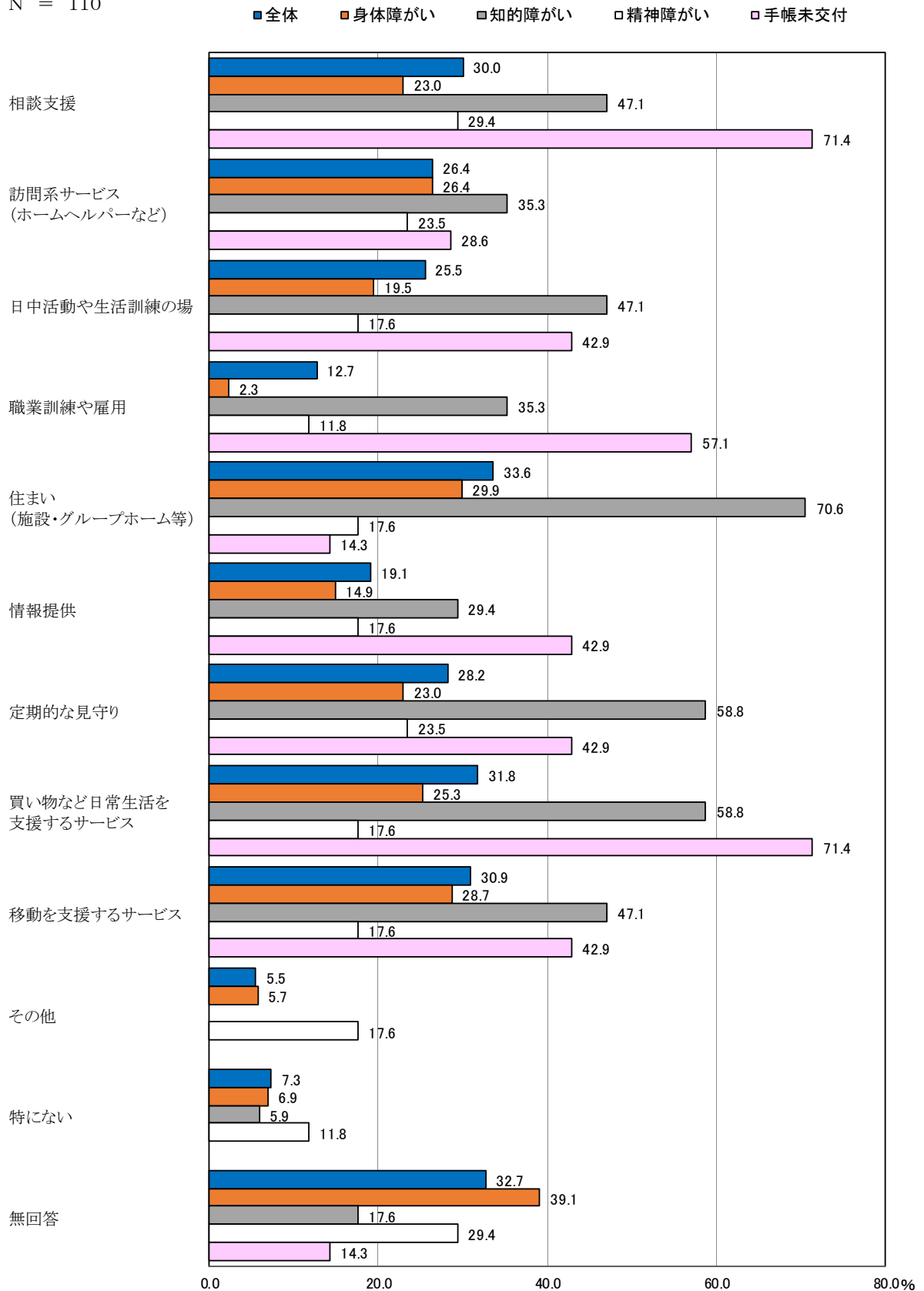
②帰町の場合に必要な福祉サービスや支援

「住まい（施設、グループホームなど）」が33.6%と多く、「買い物など日常生活を支援するサービス」が31.8%、「移動を支援するサービス」が30.9%、「相談支援」が30.0%、「定期的な見守り」が28.2%、「訪問系サービス（ホームヘルパーなど）」が26.4%と続いています。

知的障がいでは「住まい（施設、グループホームなど）」が70.6%、「定期的な見守り」と「買い物など日常生活を支援するサービス」がいずれも58.8%と全体と比べて高くなっています。手帳未交付で「相談支援」と「買い物など日常生活を支援するサービス」がともに71.4%、「職業訓練や雇用」が57.1%と全体と比べてそれぞれ高くなっています。

★手帳種別・所持有無×問25. 双葉町に帰る場合に必要なサービス・支援

N = 110



(8) 介助・支援

①主な介助者

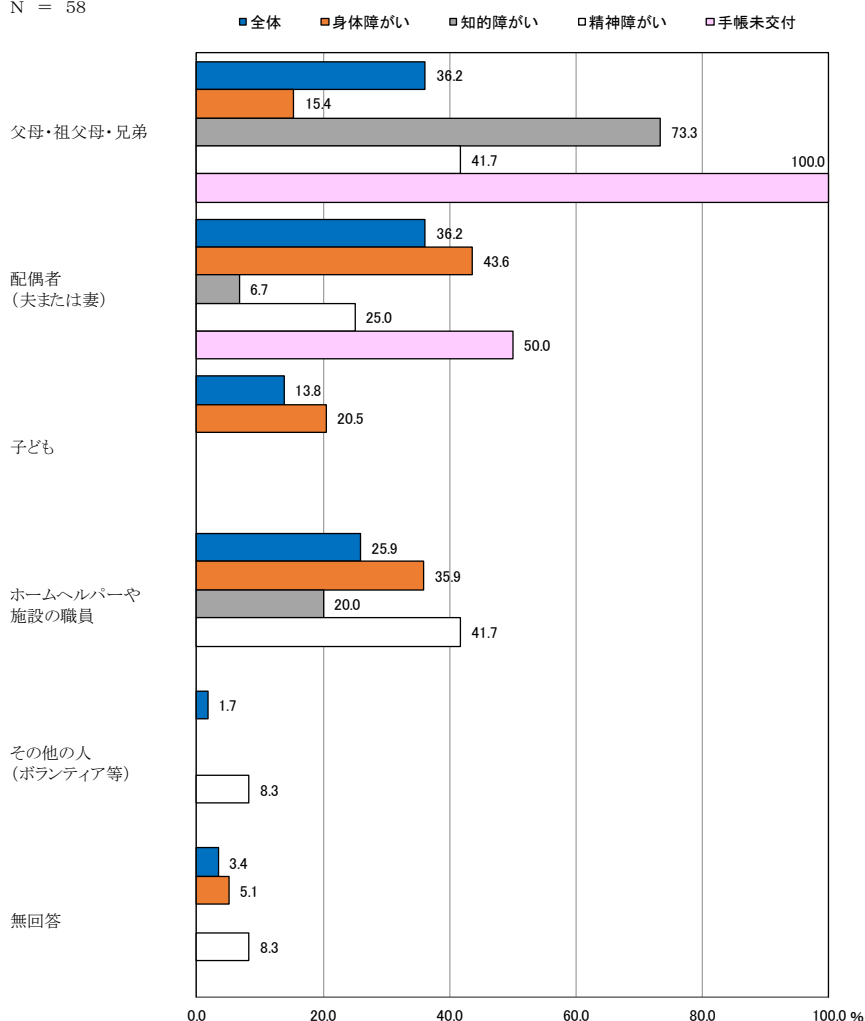
全体では、「父母・祖父母・兄弟」と「配偶者（夫または妻）」がともに36.2%と多く、「ホームヘルパーや施設の職員」が25.9%、「子ども」が13.8%と続いています。

身体障がいでは「配偶者（夫または妻）」が43.6%（前回30.1%）、「子ども」が20.5%（前回28.8%）と全体と比べてそれぞれ多くなっています。前回調査と比べると、「配偶者（夫または妻）」が13.5ポイント高くなっています。

知的障がいでは「父母・祖父母・兄弟」が73.3%（前回70.0%）、「ホームヘルパーや施設の職員」が20.0%（前回20.0%）とそれぞれ高く、前回調査と比べると、「父母・祖父母・兄弟」が3.3ポイント高くなっています。精神障がいと手帳未交付で「父母・祖父母・兄弟」がそれぞれ41.7%、100%となっています。

★手帳種別・所持有無×問7. 介助・支援してくれる人

N = 58

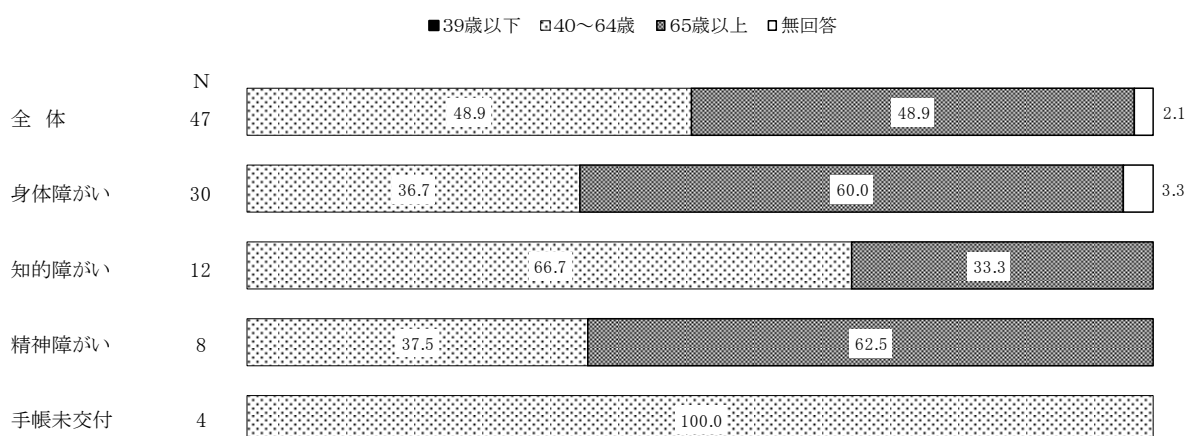


②介助者の年齢

全体では、「65歳以上」と「40～64歳」が48.9%（前回51.6%、40.3%）とそれぞれ多い結果となっています。前回調査と比べると、「40～64歳」が8.6ポイント高くなっています。

知的障がいでは「40～64歳」が66.7%（前回62.5%）で、前回調査と比べると4.2ポイント高くなっています。身体障がいと精神障がいでは「65歳以上」がそれぞれ60.0%（前回56.9%）、62.5%（前回55.6%）といずれも全体と比べて高くなっています。

★手帳種別・所持有無×問8①. 介助・支援者の年代



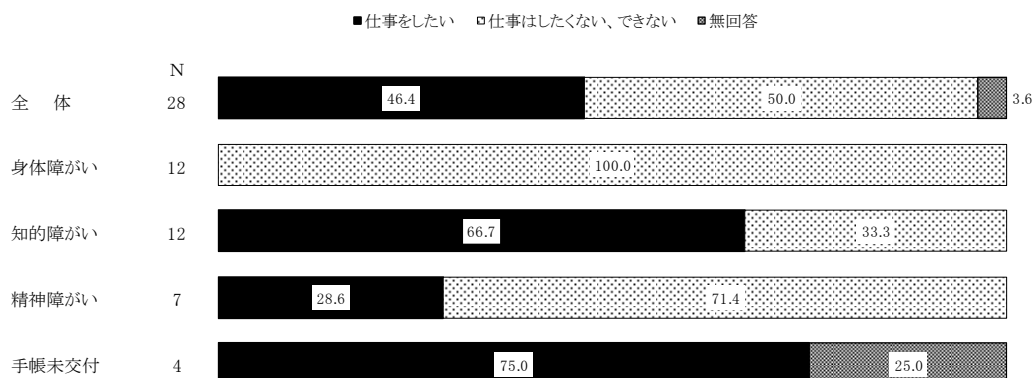
(9) 就労意向

①今後、収入を得る仕事をしたいと思うか

全体では、「仕事をしたい」が46.4%に対し、「仕事はしたくない、できない」が50.0%と半数を占めています。

身体障がい者は全員が「仕事はしたくない、できない」と回答しています。知的障がいでは「仕事をしたい」が66.7%と全体と比べて高くなっています。

★手帳種別・所持有無×問32. 今後収入を得る仕事をしたいと思うか

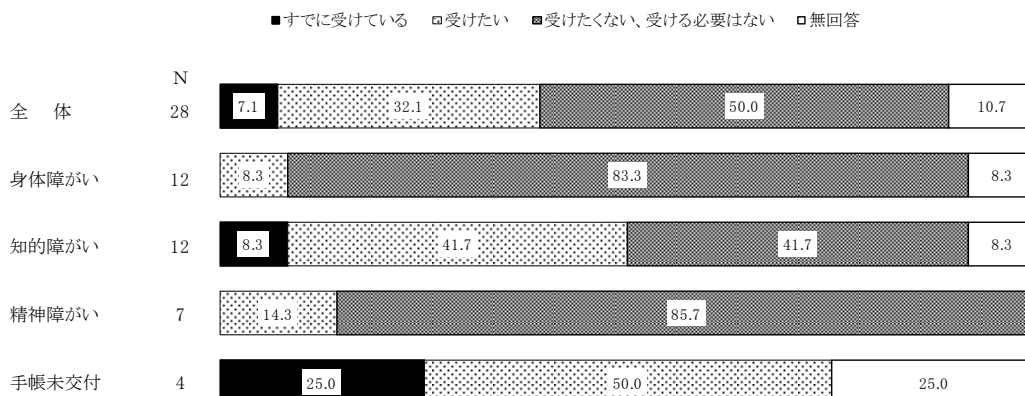


②職業訓練

「受けたくない、受ける必要はない」が50.0%（前回36.1%）と半数を占めており、「受けたい」が32.1%（前回22.2%）、「すでに受けている」が7.1%（前回16.7%）となっています。前回調査と比べると、「受けたくない、受ける必要はない」が13.9ポイント高くなっています。

精神障がいと身体障がいでは「受けたくない、受ける必要はない」がそれぞれ85.7%、83.3%と全体と比べてそれぞれ高くなっており、手帳未交付と知的障がいでは「受けたい」がそれぞれ50.0%、41.7%と高くなっています。

★手帳種別・所持有無×問33. 職業訓練の受講意向

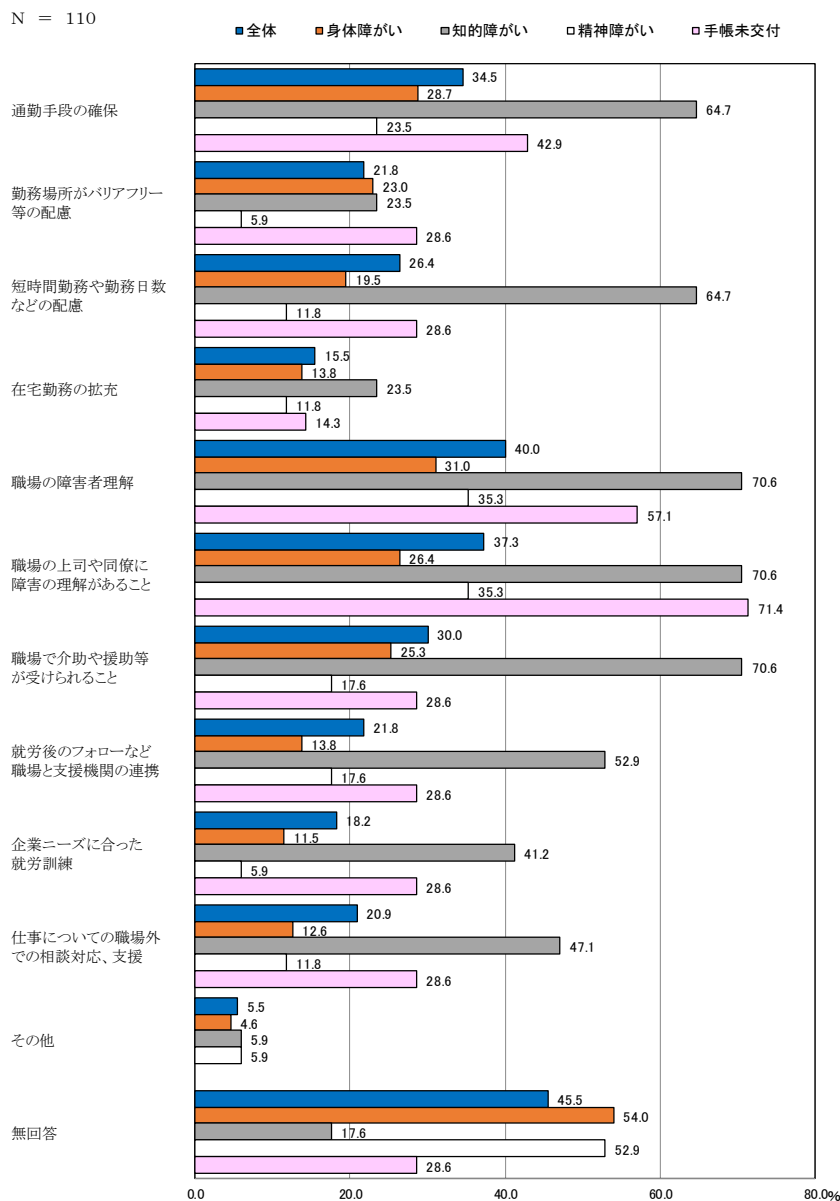


③就労支援として必要なこと

全体では、「職場の障害者理解」が40.0%、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が37.3%と高く、「通勤手段の確保」が34.5%、「職場で介助や援助等が受けられること」が30.0%と続いています。

知的障がいでは「職場の障害者理解」と「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「職場で介助や援助等が受けられること」がいずれも70.6%（前回38.9%、38.9%、27.8%）、「通勤手段の確保」と「短時間勤務や勤務日数などの配慮」がともに64.7%（前回33.3%）、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が52.9%（前回44.4%）と全体と比べて高くなっています。前回調査と比べると、職場の障害者理解」と「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が31.7ポイント、「職場で介助や援助等が受けられること」が42.8ポイント、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が8.5ポイント、「通勤手段の確保」と「短時間勤務や勤務日数などの配慮」がいずれも31.4ポイント高くなっています。

問34. 障害者の就労支援に必要なこと × ★手帳種別・所持有無

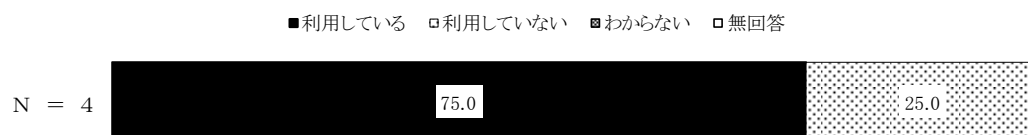


(10) 児童発達支援事業（18歳未満）

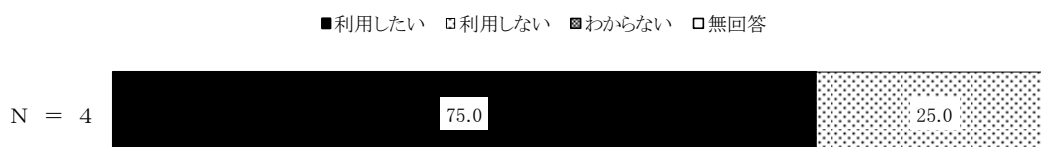
現在は、「利用している」が75.0%と高く、「利用していない」が25.0%となっています。

今後の利用意向は、「利用したい」が75.0%と高く、「利用しない」が25.0%となっています。

問38①. 児童発達支援の「現在」



問38①. 児童発達支援の「今後」



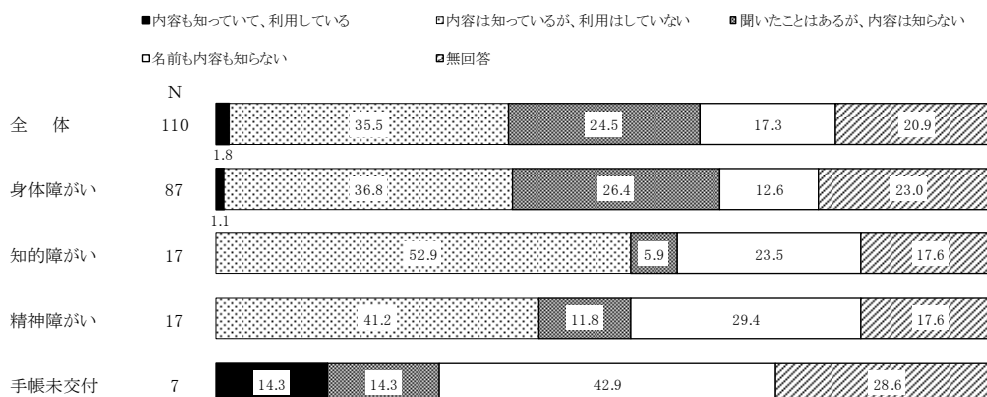
(11) 権利擁護

①成年後見制度

「内容は知っているが、利用はしていない」が35.5%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が24.5%、「名前も内容も知らない」が17.3%。「内容も知っていて、利用している」は1.8%となっています。

知的障がいでは「内容は知っているが、利用はしていない」が52.9%と全体と比べて高く、手帳未交付で「名前も内容も知らない」が42.9%と高くなっています。

★手帳種別・所持有無×問47. 「成年後見制度」の認知度

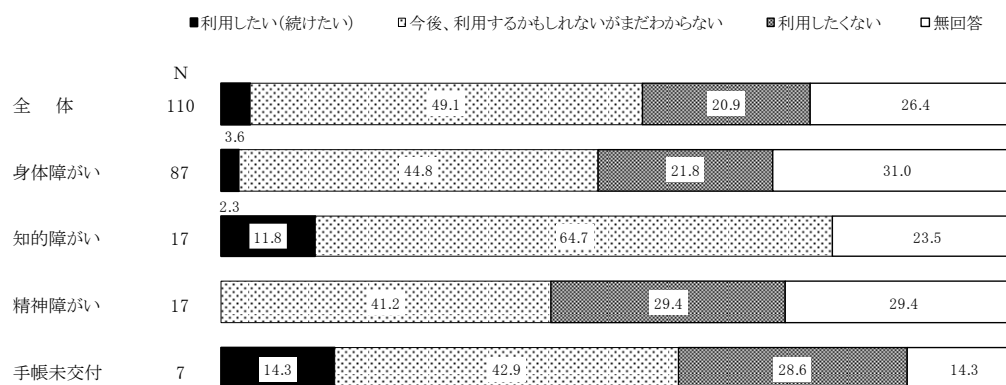


②成年後見制度の利用意向

「今後、利用するかもしれないがまだわからない」が49.1%と高く、「利用したくない」が20.9%、「利用したい」が3.6%となっています。

知的障がいでは「利用したい」が11.8%と全体と比べて高くなっています。

★手帳種別・所持有無×問49. 今後の「成年後見制度」の利用意向

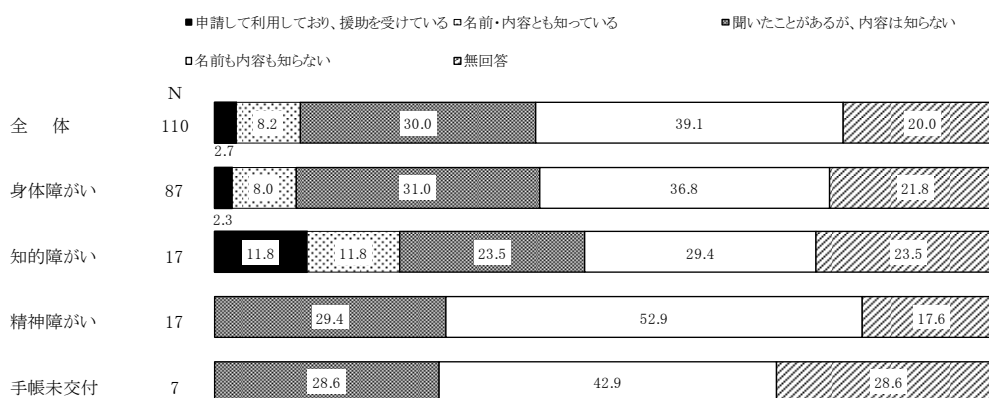


③日常生活自立支援事業の認知

「名前も内容も知らない」が39.1%と高く、「聞いたことがあるが、内容は知らない」が30.0%、「名前、内容とも知っている」は8.2%、「申請して利用しており、援助を受けている」が2.7%となっています。

知的障がいでは「申請して利用しており、援助を受けている」が11.8%（前回5.6%）で、前回調査と比べると、6.2ポイント高くなっています。

★手帳種別・所持有無×問51. 「日常生活自立支援事業」の認知度



第3章 計画の基本理念及び基本目標

1 基本理念

町は、障がいのある人の視点に立った障がい者施策を推進するため、本計画の基本理念を「町の復興につなげる共生のまちづくり」とし、障がい者福祉の向上に取り組んでいます。

町の復興につなげる共生のまちづくり

2 計画の基本目標

基本理念のもと、以下の3つの柱を本計画の基本目標として、施策・事業の推進を図ります。

基本目標1 自分らしく、自立した生活が送れる環境づくり

障がいのある人が、地域の中で自分らしく、そして自らの能力を活かした生活が送れるように、地域の様々な社会資源等を活用しながら、社会参加や学び、就労ができる支援体制づくりを目指します。

基本目標2 とともに理解しあい、支えあう社会づくり

障がいのある人に対する心の障壁（バリア）を取り除き、障がいについて理解が深まるように、意識啓発や相互理解と交流を深め、障がいの有無にかかわらず地域住民がお互いに理解しあい、助けあい、協力しあって生活していく社会の実現を目指します。

基本目標3 多様なニーズに沿った支援の仕組みづくり

障がい者一人ひとりの障がいの状況や行動様式、家庭環境、価値観は多様化しているため、一人ひとりの状況を踏まえた望ましい支援が提供できるように、ライフステージに応じた保健医療、福祉等の各サービスや、地域の力を活かしたインフォーマルサービスなどを組み合わせ、切れ目のない支援の仕組みづくりを目指します。

3 施策の体系

[基本理念] 町の復興につなげる共生のまちづくり

障がい者計画（第4章）

基本目標 1 自分らしく、自立した生活が送れる環境づくり

- | | |
|--|--|
| | <p>(1) 情報提供と相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の充実 ・ 相談支援体制の強化 ・ 障がい児への相談体制の充実 ・ 精神障がい者への相談体制の充実 ・ 相談機関のネットワークづくりの推進 ・ 相談員の研修への参加促進 ・ 相談窓口の利用促進 ・ 障がい者ケアマネジメントの普及 ・ 多様な情報提供手段の充実 ・ 情報の充実化 <p>(2) 権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者等に対する支援体制の強化 ・ サービス事業者に対する啓発・指導の推進 ・ 苦情解決体制の充実 ・ 精神障がい者に対する権利擁護の推進 ・ 障がい者差別解消の推進 ・ 障がい者虐待に対する体制の充実 ・ 合理的配慮の周知 <p>(3) 就労及び日中活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発活動の推進 ・ 雇用情報の提供体制の充実 ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の普及 ・ 優先調達の促進 ・ 障がい者の職場定着の推進 ・ 職場適応への支援 ・ 自営・起業・在宅就労の促進 ・ 職場能力開発の推進 <p>(4) 障がい児への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期からの適切な相談支援の実施 ・ 発達支援の推進 ・ 障がい児保育の充実 ・ 就学指導・進路相談の充実 ・ 教育環境の向上 ・ 地域療育などの支援事業の周知及び利用の促進 ・ 療育内容の充実 <p>(5) 余暇活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 余暇活動の場の充実 ・ 障がい者の作品展示・発表会の開催 ・ 生涯学習における障がい者向け学習情報の提供 <p>(6) 障がい者に配慮した安全・安心な生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動支援体制の整備 ・ 防災対策の推進 ・ 緊急時の通報・救護体制の整備 ・ 防犯対策の推進 |
|--|--|

基本目標2 ともに理解しあい、支えあう社会づくり

- (1) 啓発、福祉教育
 - ・ 広報活動の充実
 - ・ 児童生徒への福祉教育の充実
 - ・ 生涯学習における福祉教育の充実
 - ・ 町職員の障がい者理解の推進
 - ・ 交流活動への参加促進
 - ・ 合理的配慮の周知
 - ・ 選挙における配慮
- (2) 地域住民の支えあい活動の促進
 - ・ 地域住民の自主的・主体的な活動の促進
 - ・ 各種団体や事業者の社会貢献活動の促進
 - ・ 地域一体となった支援体制の確立

基本目標3 多様なニーズに沿った支援の仕組みづくり

- (1) 福祉サービスの充実
 - ・ サービス提供体制の構築
 - ・ 重度の障がい者への対応
 - ・ 精神障がい者の居宅生活支援の充実
 - ・ 高齢者施策との連携
 - ・ 入所施設や病院からの地域生活への移行の支援
 - ・ 適正なサービス実施の確保
 - ・ 所得保障制度の継続実施
 - ・ 補装具や日常生活用具給付等の継続実施
- (2) 保健・医療、リハビリテーションサービスの充実
 - ・ 安全な分娩と健康な乳児の出生を支援する体制の整備
 - ・ 乳幼児健康診査、健康相談、訪問指導の実施
 - ・ 療育体制の整備
 - ・ 健康づくり推進体制の総合的な整備
 - ・ 心の健康づくり支援体制の整備
 - ・ 障がい者健康診査の充実
 - ・ 難病患者への支援体制の充実
- (3) 福祉人材の育成と活動支援
 - ・ 専門知識を有する人材の効果的な活用
 - ・ 社会参加等を支援する人材の養成
 - ・ ボランティアの養成

第7期障がい福祉計画（第5章）

- 1 第6期障がい福祉計画における成果目標の状況
- 2 第7期障がい福祉計画（成果目標）の設定
- 3 障がい福祉サービス等の実績・見込み
- 4 地域生活支援事業の推進

第3期障がい児福祉計画（第6章）

- 1 第2期障がい児福祉計画における成果目標の状況
- 2 第3期障がい児福祉計画（成果目標）の設定
- 3 障がい児福祉サービスの実績・見込み

第4章 障がい者計画

基本目標 1 自分らしく、自立した生活が送れる環境づくり

(1) 情報提供と相談体制の充実

障がいのある人が自立し、安心して生活していくためには、生活上の様々な相談に応じられる体制が必要です。

特に障害者総合支援法のもとでは、障がいのある人自身が障がい福祉サービスを選び、活用していくため、制度やサービス等に関する十分に適切な情報の提供及び適切な相談対応が重要となります。

避難生活が続くなかで、障がいのある人が安心して生活を送れるように、避難先自治体と情報共有・連携し、状況の把握や相談、指導体制の充実に努めます。

＜施策・事業の取組み＞

施策・事業	取組み内容	担当課
相談窓口の充実	● ファックスでの対応や手話通訳者の配置等、相談体制の充実化を検討します。	健康福祉課
相談支援体制の強化	● 令和3年度より、福島県内における各中核市（福島市・郡山市・いわき市）3か所と双葉郡内1か所の事業所と相談支援業務委託契約を結び、相談支援事業を実施し、相談支援体制を更に強化します。	健康福祉課
障がい児への相談体制の充実	● 特別支援教育の学校をはじめとする教育機関との連携を強化するなど、子どもの将来を見据えた総合的な相談支援体制の構築を目指します。 ● 特別な支援を要する児童生徒への相談についても、関係機関と連携して適切な対応・アドバイスが行えるように取り組みます。 ● 双葉地方地域自立支援協議会と毎年設けている子ども部会やしごと部会等の広域の協議の場を継続していきます。	健康福祉課

施策・事業	取組み内容	担当課
精神障がい者への 相談体制の充実	● 保健福祉事務所や保健師等との連携による相談体制の充実を図ります。 ● 福祉・労働機関などの関係機関と連携強化を図り、精神障がい者の社会復帰のための相談体制の充実に努めます。 ● 精神障がい者には、保健・医療・福祉の情報が十分に伝えられない傾向があるため、わかりやすい形での情報提供に努めます。 ● 保健師の方で必要に応じて行っている精神障害者保健福祉手帳・要支援者向けの家庭訪問から積極的に状況を聞いていきます。	健康福祉課
相談機関のネットワークづくりの推進	● 町社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と連携して地域における相談ネットワークづくりを推進します。	健康福祉課
相談員の研修への 参加促進	● 障がい者相談員や民生委員・児童委員を対象とした研修会への参加を促進し、より適切な支援やアドバイスが行えるように努めます。 ● 県等が主催の研修会への参加を促します。そのために、お知らせや周知の徹底を図ります。	健康福祉課
相談窓口の 利用促進	● 相談窓口の周知に努めるとともに、プライバシーの配慮などを十分に行い、身近で信頼できる相談窓口づくりに努め、活用の促進を図ります。	健康福祉課
障がい者ケア マネジメントの普及	● 障がい者の意向を尊重しながら障がいの特性に配慮して、必要なサービスを組み合わせて自立した生活を送るためのケアマネジメントを推進します。 ● ケアマネジメント従事者の積極的な関与を求め、仕組みづくりなどの支援体制を整えます。 ● ご本人が使いたいサービスの提供に努めます。ただし、相談利用計画案の提供等、意思決定を促す取り組みも推進していきます。	健康福祉課
多様な情報提供 手段の充実	● 町公式ホームページでは、ふりがなや色の変更、文字を大きくする機能がついています。またスマートフォンの音声機能を使えば、記事を読み上げることも可能です。今後、ホームページのリニューアルの際には、障がい者に優しいユニバーサルフォントの使用など障がい者に優しい広報紙づくりを心がけます。	健康福祉課

施策・事業	取組み内容	担当課
	● 広報紙を音声中心の動画版で配信し、広報紙の読み上げ機能としても活用可能とします。 ● 意思疎通支援事業は、引き続き委託により実施する予定です。	
情報の充実化	● 関係団体、企業などと協力しながら、制度やサービスに改正があった場合は、担当課を中心に迅速にその内容について情報を提供します。 ● 制度やサービスにとどまらず、日常生活に役立つ情報を積極的に提供します。 ● 新規手帳所持者に対し、「双葉町障がい者福祉の手引き」を配布し、制度及びサービスの周知を行っています。 ● ホームページに相談支援事業所を掲載し、役立つ情報の提供に努めています。	復興推進課 健康福祉課

(2) 権利擁護の推進

障がいのある人は財産や生活上の様々な権利侵害を受けやすい状況にあります。それらを未然に防ぐため、町では成年後見制度などの活用に努めています。

また、障がいのある人は、虐待などを受けるおそれがあるため、虐待の早期発見・防止対策も不可欠です。

そのため、障がいのある人が、自分らしく主体的に生活を送れるように、福祉サービスなどの生活基盤の安定を図る施策と合わせて、人権保護の視点から、権利擁護の取組や虐待防止対策を推進していきます。

＜施策・事業の取組み＞

施策・事業	取組み内容	担当課
障がい者等に対する支援体制の強化	● 判断能力が不十分である障がい者等に対して、権利擁護相談や日常生活権利擁護事業、成年後見制度の利用促進を図ります。 ● 社会福祉協議会のあんしんサポートの利用促進を図り、金銭管理等の日常生活支援を図ります。 ● 弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、市民後見人を中心とした支援体制の構築を図るため、情報収集に努めます。	健康福祉課
サービス事業者に対する啓発・指導の推進	● サービス事業者に対して、利用者の人権擁護が浸透するように、啓発・指導活動に努めます。	健康福祉課
苦情解決体制の充実	● 福祉サービス利用者等からの苦情に対して適切な解決が図れるように、事業主や県との連携を深めながら、解決に向けて取り組んでいきます。	健康福祉課
精神障がい者に対する権利擁護の推進	● 精神障がい者の社会的入院を解消するため、退院後の地域での暮らしを支える仕組みづくりの充実に努めます。 ● 医療機関や第三者権利擁護機関などと連携し、入院中の精神障がい者の権利擁護を支援します。 ● 退院後の地域については、避難先自治体及び医療機関等との連携を図ります。 ● 帰町の状況等に応じて随時検討を行います。	健康福祉課

施策・事業	取組み内容	担当課
障がい者差別解消の推進	● 障害者差別解消法に基づき、障がい者への差別を解消し、共生社会づくりの啓発を行います。	健康福祉課
障がい者虐待に対する体制の充実	● 学校や警察、保健福祉事務所及び児童相談所などの関係機関と連携を深めていきます。 ● 平成 29 年度より発足した基幹相談支援センターふたばでは、虐待防止に係る相談業務を実施しています。虐待への早期対応を行うため、上記センターを含め関係各機関との連携を引き続き深めていきます。 ● 介護者による虐待等があった際は「障害福祉サービスに係るやむを得ない事由による措置」を実施します。	健康福祉課
合理的配慮の周知	● 職場をはじめ地域においても、合理的配慮について周知していきます。 ● 避難先地域と連携し、必要に応じて周知していきます。	健康福祉課

(3) 就労及び日中活動の支援

就労は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の観点からも重要なものとなっています。

しかし、障がいのある人の就労については、雇用の場が限られていたり、障がいへの正しい理解に基づく適切な支援体制が十分ではなかったりする場合もあります。

そのため、就労したいと考えている障がい者の就労機会が拡充するように、就労支援や企業への理解促進などに取り組みます。

＜施策・事業の取組み＞

施策・事業	取組み内容	担当課
啓発活動の推進	● 障害者雇用促進月間（9月）を中心に、県や公共職業安定所などの関係機関と連携し、町民の理解促進を図ります。 ● 当面は、避難先自治体による啓発活動について周知を図ります。 ● 住民の帰還にあわせて、町内での啓発活動を図っていきます。	復興推進課 健康福祉課
雇用情報の提供体制の充実	● 公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターと連携し、障がい者の雇用情報の積極的な提供に努めます。 ● 町内での企業活動が活発化してきておりますが、就業者は避難先から通勤しており、健常者でも負担となっています。今後町内居住環境が整備された後、障がい者の方の帰還状況を踏まえて検討します。	復興推進課
「障害者の雇用の促進等に関する法律」の普及	● 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の普及に努め、法定雇用率の遵守を働きかけます。 ● 町内での事業再開や創業の動きをとらえながら、障がい者雇用について啓発します。	復興推進課
優先調達の促進	● 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に取り組みます。	健康福祉課
障がい者の職場定着の推進	● 障がい者の職場定着を図るため、障がい者雇用助成制度の周知を図り、施設や設備など職場環境の改善の促進に向けて、復興推進課と連携を図りながら計画的に周知します。	復興推進課 健康福祉課

施策・事業	取組み内容	担当課
	● 当面の間は、避難先自治体の作業所等の就業施設を利用するため、避難先自治体との連携を図ります。	
職場適応への支援	● 人的支援による障がい者の職場適応を図るジョブコーチ支援事業や、模擬会社で職業準備訓練を行う福島ワークトレーニング社（実施：福島障害者職業センター）の周知に努めます。	健康福祉課
自営・起業・在宅就労の促進	● 自営・起業を希望する障がい者を支援するため、相談体制や経営ノウハウ等に関する情報提供を行います。 ● 障がい者の在宅就労の可能性を拓くため、ITの活用や事業所への普及活動などを検討します。 ● 帰町の状況等に応じて随時検討を行う。	復興推進課 健康福祉課
職業能力開発の推進	● 障がい者が自分の持つ能力を十分に発揮できるように、県や国、民間機関における職業リハビリテーションに関する情報を積極的に提供します。	健康福祉課

(4) 障がい児への支援

障がい児の発達を支援していくには、障がい児及びその家族に対して、一貫した効果的な支援を提供していくことが重要です。

そのため、医療、保育、教育、その他関係機関と連携を図りながら、障がい児やその家族の地域生活の支援を行います。

また、障がいのある子どもたちが差別的な取扱いを受けることなく、障がいのない子どもたちとともに教育を受けられるよう、生活介助員等と教員の連携体制の強化及び教育内容の充実などに努めます。

＜施策・事業の取組み＞

施策・事業	取組み内容	担当課
早期からの適切な相談支援の実施	● 町、幼稚園、学校、教育委員会（※県教委、教育事務所）、児童相談所、家庭児童相談室、「のびっこらんど」等の児童福祉施設、医療機関等と連絡を取りあいながら、適切な相談体制を整備します。 ● 乳児検診後、発達障がい等の疑われていたケースについては、保健福祉事務所や郡内町村で実施している「幼児相談」や「遊びの教室」等で経過を確認し、相談体制を整備します。	健康福祉課 教育総務課
発達支援の推進	● 保健・医療・福祉・教育分野の各部局・機関が連携し、適切な役割分担を行い、発達支援のために、本人及び保護者に対して適切な指導・助言を行います。	健康福祉課 教育総務課
障がい児保育の充実	● 軽・中度の障がい児を対象にした施設との連携をとり、預かり保育をはじめ、適切な障がい児保育が行えるように努めます。 ● 発達支援の療育の場や、基本的動作訓練及び集団生活への適用訓練の場の確保を図ります。 ● 町内で再開する保育施設はなく、当分の間は避難先自治体の保育施設を利用するため、避難先自治体との連携に努めます。 ● 帰町の状況等に応じて随時検討を行います。	健康福祉課 教育総務課
就学指導・進路相談の充実	● 適切な就学相談が行えるように、本人及び保護者の意向、障がいの状況を踏まえ、保健・医療・福祉・教育・労働分野の各部局・機関の連携を強化し、プライバシーに配慮しながら対応します。	健康福祉課 教育総務課

施策・事業	取組み内容	担当課
	● 本人と保護者の意思に基づいた選択が可能となるように、地域の福祉・就労関係機関との連携強化や職業教育の推進など、進路相談体制の充実を図ります。	
就学指導・進路相談の充実	● 教育委員会と連携し、特別支援学校への就学を希望する障がい児本人につなげていきます。また、卒業後に就労を希望する障がい児に対しては、障害者就業・生活支援センターに就業アセスメント実施の依頼を行い、就労へとつなげていきます。 ● 特別支援学級については、対象児の状況を把握して、担当教員、支援員の確保を継続して行います。	健康福祉課 教育総務課
教育環境の向上	● 専門機関の実施する研修会など、職員の専門知識の向上を図ります。 ● 指導方法、指導内容、教材等の工夫や学校施設の整備に努め、一人ひとりに適した教育環境の向上に努めます。 ● 特別な支援を要する児童生徒に対して、より適切な教育的支援が行えるよう検討します。 ● 相双教育事務所と連携し、今後も職員研修を継続し、教職員の専門性や指導力の向上に努めます。	教育総務課
地域療育などの支援事業の周知及び利用の促進	● 在宅障がい児（者）の地域生活を支えるため、身近に療育指導・相談が受けられる地域療育などの支援事業の周知・利用促進を図ります。また、保護者の方からの相談があれば都度対応します。 ● 避難地域の関係機関と連携を密にして利用促進を図ります。	健康福祉課
療育内容の充実	● 障がいの特性やケースに応じた療育を受けられるように、理学療法、作業療法など、療育内容の充実を図るとともに、対応に合った機関につないでいきます。	健康福祉課

(5) 余暇活動の支援

各種文化芸術活動、スポーツ・レクリエーションを行うことは、生活の質を向上させる上で重要であり、こうした社会活動は、障がいのある人とない人との相互理解、連帯感を強めていくことにもつながります。

そのため、障がいのある人が自主的かつ積極的にスポーツ等に参加できるよう、障がいの種類及び程度に応じた必要な配慮をしつつ、気軽に楽しみながら参加できるスポーツ活動や文化活動の振興を図ります。

＜施策・事業の取組み＞

施策・事業	取組み内容	担当課
余暇活動の場の 充実	● 障がい者がスポーツ・レクリエーション活動などの余暇活動に取り組めるように、双葉町立学校（仮設校舎）などの活用を図ります。 ● ふたば一く、せんだん広場に加え、町立学校体育館または関係施設等を活用しています。	教育総務課
障がい者の 作品展示・発表会の 開催	● 障がい者の学習成果や創作活動による展示会・発表の場・機会の創出に努めます。 ● 各種行事における参加について、広報等による周知を行います。	教育総務課
生涯学習における 障がい者向け 学習情報の提供	● 生涯学習における障がい者向け学習情報の提供に努めます。 ● 広報やホームページ等でのすべての障がい者に情報提供できるよう発信します。	教育総務課

(6) 障がい者に配慮した安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人が自由に外出し、活動していくためには、生活環境のなかにある様々な「バリア（障壁）」を取り除くことが大切です。

そのため、復興のまちづくりにあたっては、障がい者の意見を取り入れるなど、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえて取り組んでいきます。

また、障がい者が災害や犯罪、事故などに巻き込まれないよう、地域における日頃からの安全対策の強化に努めます。

＜施策・事業の取組み＞

施策・事業	取組み内容	担当課
移動支援体制の整備	● 視覚障がい者や重度身体障がい者の移動を支援するため、ガイドヘルパー等の利用を図ります。	健康福祉課
防災対策の推進	● 避難行動要支援者名簿を整備し、その更新に努めます。 ● 避難行動要支援者名簿の取扱いについて避難先自治体と協議し、情報提供の推進を図ります。 ● 避難先への要支援者名簿の提供については、地域防災計画の位置付けを待って進めていきます。 ● 帰町後の福祉避難所について、地域防災計画上では、ヘルスケアふたばを指定することとしているが、同施設の復旧方針等により別施設を指定する等、福祉避難所の指定を推進します。 ● 土砂災害及び洪水浸水ハザードマップの確認を促します（公式サイト・住民生活課のページ）。	健康福祉課 住民生活課
緊急時の通報・救護体制の整備	● 独居高齢者等について、民間委託における緊急通報システムの実施など、地域住民や関係機関などの連携のもとに、緊急時の通報・救護体制を整備します。	健康福祉課
防犯対策の推進	● 町の広報やホームページ等を活用し、防犯に関する知識の普及を図ります。 ● 消費者庁からの情報提供を基に、随時、町公式 HP への掲載による周知を図ります。	住民生活課

基本目標２ ともに理解しあい、支えあう社会づくり

(1) 啓発、福祉教育

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができる社会にするためには、住民一人ひとりに対し、多様化する障がいのことや障がいのある人への理解を深め、ともに暮らすことが自然であるという「ノーマライゼーション」の理念を広く浸透させていくとともに、差別意識や偏見をなくすために人権意識や福祉意識を高めることが重要です。

そのため、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について、住民の理解を深め、誰もが障がいのある人に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

＜施策・事業の取組み＞

施策・事業	取組み内容	担当課
広報活動の充実	● 「広報ふたば」や「ふたばのわ」をはじめ、回覧やポスター、町ホームページで啓発活動を行い、情報提供の充実を図ります。 ● 「障害者週間」には、避難先自治体と連携して、パンフレット、ポスター等による啓発活動を行います。 ● 避難先自治体と情報共有・連携し、啓発活動の充実に努めます。	健康福祉課
児童生徒への福祉教育の充実	● 学校教育を通じて、人権・福祉教育の推進及びボランティアなどの体験学習の充実を図ります。 ● 各教科、領域の学習と関連させながら、体験活動を実施します。 ● 各種関係団体（法務局や社会福祉協議会等）と今後も情報共有し、連携を深めます。	教育総務課
生涯学習における福祉教育の充実	● 障がい者に対する正しい理解を促進するため、避難先自治体と連携しながら、障がい者とともに参加できる障がい者福祉に関する学習内容を取り入れた学級・講座を周知し、参加促進を図ります。 ● 障がい者福祉に関する学習内容を取り入れた講座等の開設に向け、関係団体及び避難先市町村との情報共有のもと、検討します。	教育総務課
町職員の障がい者理解の推進	● 今後予定される研修等、機会をとらえて、合理的配慮について職員に周知していきます。	総務課

施策・事業	取組み内容	担当課
交流活動への参加 促進	● 広報やホームページ、パンフレット等を活用して、交流活動やイベントの案内を積極的に行います。 ● 福祉関係機関や団体などと協力し、障がい者自身の地域活動への積極的な参加を図ります。 ● 運動会や文化祭、作品展の開催などを通じて、障がい者への理解が深まるように取り組みます。 ● 避難先自治体と情報共有・連携し、啓発活動の充実に努めます。	生涯学習課 健康福祉課
合理的配慮の周知	● 職場をはじめ地域においても、合理的配慮について周知していきます。 ● 避難先地域と連携し、必要に応じて周知していきます。	健康福祉課
選挙における配慮	● 代理投票制度、郵便投票制度等の適切な運用、きめ細やかな対応（身体的軽減）を心がけるとともに、個人情報の適切な取扱いに努めます。	総務課

(2) 地域住民の支えあい活動の促進

障がいのある人が地域で安心して自立した生活を営むためには、地域住民やボランティア等による共助の仕組みや、関係機関による支援のネットワークが大切です。

そのため、地域住民による障がい者支援のための自主的な活動の支援や、各種団体、事業者等による社会貢献活動などの支援に努めます。

＜施策・事業の取組み＞

施策・事業	取組み内容	担当課
地域住民の自主的・主体的な活動の促進	● 町民による障がい者支援活動を活発化するためのキャンペーンを検討します。 ● ボランティア団体や老人クラブなどを通して、障がい者の見守り活動や支えあい活動の展開を図ります。	健康福祉課
各種団体や事業者の社会貢献活動の促進	● 各種団体や事業者の活動が活発になるように、情報の提供や各種活動に対する支援を検討します。 ● 町民有志がダルマ市や盆踊りの伝統祭を継承しており、障がい者の参加を受け入れています。また、生涯学習の点からは、教育総務課が多数の町民の方が参画できるイベントを企画しており、多くの住民の参加を促進します。 ● 町への帰還の状況を見据え、社会貢献活動の推進を図っていきます。	健康福祉課 復興推進課
地域一体となった支援体制の確立	● 町民、ボランティア、事業者なども含めた、多様な団体や機関、施設のネットワーク化を図っていきます。 ● 広域の双葉地方地域自立支援協議会とのネットワークへ積極的につなげます。	健康福祉課

基本目標 3 多様なニーズに沿った支援の仕組みづくり

(1) 福祉サービスの充実

障がいのある人や家族にとって、障がい福祉サービス等の利用は、日常生活を送る上で重要な存在です。

一人ひとりのニーズ及び実情に応じて、豊かな在宅生活が送れるように、サービスの量的・質的充実や、一緒に暮らす家族への支援など総合的な支援に努めます。

また、双葉町社会福祉協議会と連携した在宅生活支援や施設サービスなどについては、帰町の状況等に応じて随時検討していきます。

＜施策・事業の取組み＞

施策・事業	取組み内容	担当課
サービス提供体制の構築	● 町内及び避難先でサービスを必要とする者に適切なサービスが提供されるよう、避難先自治体と情報共有・連携を図ります。 ● 事業者の参入促進については、避難先において利用できる事業所を確保できるように情報提供や支援に努めます。	健康福祉課
重度の障がい者への対応	● 町内及び避難先でサービスを必要とする者に適切なサービスが提供されるよう、避難先自治体と情報共有・連携を図ります。	健康福祉課
精神障がい者の居宅生活支援の充実	● 福祉サービスの充実と合わせて、医療・保健面でのバックアップ体制の整備を図ります。 ● 町内及び避難先でサービスを必要とする者に適切なサービスが提供されるよう、避難先自治体と情報共有・連携を図ります。	健康福祉課
高齢者施策との連携	● 高齢の障がい者が必要なサービスを利用して自立して暮らせるように、介護担当及び避難先自治体との連携を強化します。 ● 65歳に達した者に対しては障がい福祉サービスから介護保険への移行を促します。また、介護保険と障がい福祉サービスの併用、介護保険では該当しない制度の障がい福祉での補填など、高齢の障がい者に対し、各々適切なサービスの提供ができるようにするため、介護担当及び避難先自治体との連携を強化します。	健康福祉課

施策・事業	取組み内容	担当課
入所施設や病院からの地域生活への移行の支援	● 避難先でサービスを必要とする者に適切なサービスが提供されるよう、避難先自治体と情報共有・連携を図りつつ、拠点化を目指します。 ● 基幹相談支援センターふたばと連携し、地域移行後のことも考え、本人にとって適切な住環境の確保を目指します。	健康福祉課
適正なサービス実施の確保	● サービスの利用決定にあたっては、障害区分の認定や県の専門機関へ意見を照会するなど、適正な実施を確保できるように努めます。	健康福祉課
所得保障制度の継続実施	● 経済的基盤を確立するため、雇用・就業を補完する形で、各種所得保障制度等を継続実施します。 ● 障がい者の現状やニーズを踏まえながら、助成制度の充実に努めるとともに、必要に応じて国や県に要望します。	健康福祉課
補装具や日常生活用具給付等の継続実施	● 障がい者の職業その他の日常生活における自立を促進するため、補装具や日常生活用具給付等の制度を引き続き実施します。 ● 障がい者の現状やニーズを踏まえながら、対象品目の拡大について国や県に要望します。	健康福祉課

(2) 保健・医療、リハビリテーションサービスの充実

障がいの早期発見及び障がいに対する適切な医療、医学的リハビリテーションの提供により、障がいの軽減並びに重度化・重複化、二次障がい及び合併症の防止を図るため、障がいのある人に対する適切な保健・医療サービスを提供していくことが大切です。

そのため、各種検診の受診や健康相談等への参加促進を図るとともに、避難先自治体と連携して身近な地域で適切な医療が受けられるよう医療機関との連携を図ります。

＜施策・事業の取組み＞

施策・事業	取組み内容	担当課
安全な分娩と健康な乳児の出生を支援する体制の整備	● 異常を早期に発見し、安全な分娩と健康な乳児の出生に向けて、妊娠の可能性のある女性や妊婦のみでなく、思春期からライフサイクルを通じて、健康教育や妊婦の健康診査・健康相談・訪問指導を継続実施します。 ● 平成31年4月より、「ふたば子育てサポートセンター」を立ち上げ、妊娠期から子育て期にわたる育児や健康などに関する総合的な相談や支援の提供に取り組んでいます。	健康福祉課
乳幼児健康診査、健康相談、訪問指導の実施	● 乳幼児の心身の健康を確認し、健全な発達を支援するとともに、健康的な生活習慣づくりを支援するため、健康診査や健康相談、訪問指導を継続実施します。	健康福祉課
療育体制の整備	● 発達の遅れが目立つ児童または障がい児及び保護者等に対して、適切な療育が受けられるように、医療機関や福祉関係機関との連携の強化や、カウンセリングの充実を図ります。 ● 将来的に自立した自分らしい生活を送る力が育まれるように、一人ひとりの子どもの状況に応じてより適切でかつ総合的な療育の提供と家庭への支援ができるように、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携強化を図ります。 ● 幼稚園や学校、保健福祉事務所をはじめとする関係機関やボランティア団体などと協力し、療育や障がい児とその保護者への多様な支援や、障がいのない児童との交流機会の拡充などに取り組みます。	健康福祉課

施策・事業	取組み内容	担当課
健康づくり推進体制の総合的な整備	● 障がいの早期発見、早期治療のため、各種検診の受診や、健康教育、健康相談への参加促進を図ります。 ● 健診後の事後指導の充実を図るとともに、異常がみられなかった場合でも、健康維持のための食生活の改善や健康推進運動の指導や案内を行います。	健康福祉課
心の健康づくり支援体制の整備	● 心の健康づくりに関する知識の普及啓発活動を推進するとともに、保健福祉事務所や医療機関と連携を図りながら、相談体制の充実を図ります。	健康福祉課
障がい者健康診査の充実	● 障がい者の疾病の早期発見や二次障がいの予防等のため、健康診査の受診を促進するとともに、適切な治療を受けられるように、十分な指導及び助言を行います。	健康福祉課
難病患者への支援体制の充実	● 医療機関と連携を図りながら、医療相談や療養生活に関する相談・指導などの充実に努めます。 ● ホームヘルパーの派遣、短期入所、日常生活用具の給付等の福祉的な施策を推進します。	健康福祉課

(3) 福祉人材の育成と活動支援

障がいのある人の地域生活と社会参加を促進する上で、在宅生活や社会活動など、日常生活における多様な支援を行う人材の確保・育成が重要です。

専門的な知識を有する人材やボランティアなど、障がい者の生活を日常的に支えられるような人材の確保・育成に努めます。

＜施策・事業の取組み＞

施策・事業	取組み内容	担当課
専門知識を有する 人材の効果的な 活用	● 福祉専門職の養成等に努めます。 ● 障がい特性に応じたニーズに対応するための専門職の確保、研修体制の在り方等についての検討を行います。	健康福祉課 総務課
社会参加等を支援 する人材の養成	● 障がいのある人のコミュニケーションや社会参加を支援するため、意思疎通支援事業により委託し、手話通訳者の派遣を実施します。	健康福祉課
ボランティアの 養成	● 社会福祉協議会と連携し、ボランティアの養成に努めるとともに、福祉リーダーやコーディネーターの育成を検討します。 ● 帰町の状況等に応じて随時検討を行います。	健康福祉課

第5章 第7期障がい福祉計画

1 第6期障がい福祉計画における成果目標の状況

障がい者等の自立支援を目指し、令和5年度を目標年度とした成果目標を設定して推進しており、令和5年度の実績見込み状況は以下のとおりです。

<福祉施設の入所者の地域生活への移行の令和5年度の目標・実績>

項 目	令和5年度目標	令和5年度実績(見込み)
令和2年3月31日時点の施設入所者数	5人	5人
<目標値>地域生活移行者数	1人	0人
	20.0%	0.0%
<目標値>削減見込み	1人	0人
	20.0%	0.0%

<地域生活支援拠点の整備の令和5年度の目標・実績>

項 目	令和5年度目標	令和5年度実績(見込み)
令和2年3月31日時点の設置数	0か所	-
<目標値>整備数	1か所	0か所
令和2年3月31日時点の運用状況の検証・検討回数	0回/年	-
<目標値>運用状況の検証・検討回数	1回/年	0回/年

＜福祉施設からの一般就労への移行等の令和５年度の目標・実績＞

項 目	令和５年度目標	令和５年度実績（見込み）
令和２年３月３１日時点の一般就労移行者数	０人	－
＜目標値＞一般就労移行者数	３人	０人
	－	－
令和２年３月３１日時点の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	０人	０人
＜目標値＞就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	１人	０人
	－	－
令和２年３月３１日時点の就労継続支援Ａ型事業を通じた一般就労移行者数	０人	０人
＜目標値＞就労継続支援Ａ型事業を通じた一般就労移行者数	１人	０人
	－	－
令和２年３月３１日時点の就労継続支援Ｂ型事業を通じた一般就労移行者数	０人	０人
＜目標値＞就労継続支援Ｂ型事業を通じた一般就労移行者数	１人	０人
	－	－
＜目標値＞一般就労移行者数のうち就労定着支援事業利用者数	１人	１人
	33.3%	33.3%
令和２年３月３１日時点の就労定着率が８割以上の事業所数	０か所	０か所
令和４年３月３１日時点の就労定着支援事業所数	０か所	０か所
＜目標値＞就労定着率が８割以上になる就労定着支援事業所数	０か所	０か所
	－	－

＜相談支援体制の充実・強化等の令和５年度の目標・実績＞

① 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施

項 目	令和５年度目標	令和５年度実績（見込み）
令和２年３月３１日時点の実施の有無	有	－
＜目標値＞実施の有無	有	

② 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言

項 目	令和５年度目標	令和５年度実績（見込み）
令和２年３月３１日時点の指導・助言件数	０回	－
＜目標値＞指導・助言件数	１回	

③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援

項 目	令和５年度目標	令和５年度実績（見込み）
令和２年３月３１日時点の支援件数	０回	－
＜目標値＞支援件数	１回	

④ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施

項 目	令和5年度目標	令和5年度実績(見込み)
令和2年3月31日時点の実施回数	0回	-
<目標値>実施回数	1回	

<障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の令和5年度の目標・実績>

① 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加

項 目	令和5年度目標	令和5年度実績(見込み)
令和2年3月31日時点の参加人数	1人	-
<目標値>参加人数	2人	

② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制

項 目	令和5年度目標	令和5年度実績(見込み)
令和2年3月31日時点の体制の有無	無	-
<目標値>体制の有無	有	
令和2年3月31日時点の実施回数	0回	-
<目標値>実施回数	1回	

2 第7期障がい福祉計画（成果目標）の設定

障がい者等の自立支援を目指し、地域生活移行や就労支援などの新たな課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、それぞれの数値目標を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

第7期計画においては、国は目標値を定めるにあたって、以下の基本指針を示しています。

＜第7期の基本指針＞

○基本指針: 令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から、5%以上の削減を基本とする。

双葉町の令和4年度末現在の施設入所者は5人でした。地域での暮らしを支援する体制整備は、帰町の状況によるところが大きいため、令和5年度の入所状況を踏まえ、令和8年度の見込みを1人が地域移行し、1人削減と見込みます。

＜成果目標＞

項 目	数 値	考 え 方
令和5年3月31日時点の施設入所者数	5人	令和4年度末の全施設入所者数
＜目標値＞地域生活移行者数	1人	施設入所からGH等への地域移行者数
	20.0%	(割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
＜目標値＞削減見込み者数	1人	令和8年度末時点の削減見込者数
	20.0%	(割合については削減見込数を全入所者で除した値)

(2) 地域生活支援の充実

第7期計画においては、国は目標値を定めるにあたって、以下の基本指針を示しています。双葉郡での圏域設置を、双葉地方自立支援協議会にて協議をしています。

＜第7期の基本指針＞

○基本指針: 令和8年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、機能充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

① 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

＜成果目標＞

項 目	数 値	考 え 方
令和5年3月31日時点の設置数	0か所	令和4年度末時点の設置か所数
＜目標値＞設置数	1か所	令和8年度末時点の整備か所数
令和5年3月31日時点のコーディネーターの配置人数	0人	令和4年度末時点の配置人数
＜目標値＞配置人数	1人	令和8年度末時点の配置人数
令和5年3月31日時点の運用状況の検証・検討回数	0回/年	令和4年度末時点の検証・検討回数
＜目標値＞検証・検討回数	1回/年	令和8年度末時点の検証・検討回数

② 強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備

＜成果目標＞

項 目	数 値	考 え 方
令和5年3月31日時点の状況や支援ニーズの把握の有無	0	令和4年度末時点の支援ニーズ等の把握の有無(有り:1,無し:0)
＜目標値＞状況や支援ニーズの把握の有無	1	令和8年度末時点の支援ニーズ等の把握の有無(有り:1,無し:0)
令和5年3月31日時点の支援体制整備の有無	0	令和4年度末時点の支援体制整備の有無(有り:1,無し:0)
＜目標値＞支援体制整備の有無	1	令和8年度末時点の支援体制整備の有無(有り:1,無し:0)

(3) 福祉施設からの一般就労への移行等

第7期計画においては、国は目標値を定めるにあたって、以下の基本指針を示しています。

<第7期の基本指針>

○基本指針: 令和8年度中に福祉施設から一般就労へ移行した者が、令和3年度実績の1.28倍以上になることを基本とする。(就労移行支援事業所: 1.31倍以上/就労継続支援 A 型: 1.29倍以上/就労継続支援 B 型: 1.28倍以上)
 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上になることを基本とする。
 令和8年度中に就労定着支援事業を利用する者が、令和3年度実績の1.41倍以上になることを基本とする。
 令和8年度において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上になることを基本とする。

<成果目標>

項 目	数 値	考 え 方
令和3年度の一般就労移行者数 ①	0人	令和3年度の就労移行支援事業所等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じた一般就労への移行者数
<目標値> 一般就労移行者数 ②	3人	令和8年度の就労移行支援事業所等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じた一般就労への移行者数
令和3年度の就労移行支援事業利用者数	0人	①のうち、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
<目標値> 目標年度の就労移行支援事業利用者数	1人	②のうち、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
令和3年度の就労継続支援 A 型事業移行者数	0人	①のうち、就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数
<目標値> 就労継続支援 A 型事業移行者数	1人	②のうち、就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数
令和3年度の就労継続支援 B 型事業移行者数	0人	①のうち、就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数
<目標値> 就労継続支援 B 型事業移行者数	1人	②のうち、就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数

項 目	数 値	考 え 方
令和 8 年度の就労移行支援事業所数(見込)	0 か 所	令和 8 年度の就労移行支援事業所数(見込)
<目標値> 一般就労移行者が 5 割以上になる就労移行支援事業所数	0 か 所	令和 8 年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者が 5 割以上になる就労移行支援事業所数
令和 3 年度の就労定着支援事業利用者数	0 人	令和 3 年度の就労定着支援事業利用者数
<目標値> 就労定着支援事業利用者数	1 人	令和 8 年度の就労定着支援事業利用者数
令和 8 年度の就労定着支援事業所数(見込)	0 か 所	令和 8 年度の就労定着支援事業所数(見込)
<目標値> 就労定着率が 7 割以上になる就労定着支援事業所数	0 か 所	令和 8 年度の就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所数

(4) 相談支援体制の充実・強化等

第 7 期計画においては、国は目標値を定めるにあたって、以下の基本指針を示しています。

<第 7 期の基本指針>

○基本指針:令和 8 年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

① 基幹相談支援センターの設置

<成果目標>

項 目	数 値	考 え 方
令和 4 年度までの設置の有無	0	令和 4 年度までの設置の有無 (有り:1,無し:0)
<目標値> 設置の有無	1	令和 8 年度までの設置の有無 (有り:1,無し:0)

② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言

<成果目標>

項 目	数 値	考 え 方
令和 4 年度の指導・助言件数	3 件	令和 4 年度の指導・助言件数
<目標値> 指導・助言件数	5 件	令和 8 年度の指導・助言件数

③ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援

＜成果目標＞

項 目	数 値	考 え 方
令和 4 年度の支援件数	0 件	令和 4 年度の支援件数
＜目標値＞支援件数	30 件	令和 8 年度の支援件数

④ 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施

＜成果目標＞

項 目	数 値	考 え 方
令和 4 年度の実施回数	5 回	令和 4 年度の実施回数
＜目標値＞実施回数	125 回	令和 8 年度の実施回数

⑤ 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数

＜成果目標＞

項 目	数 値	考 え 方
令和 4 年度の実施回数	3 回	令和 4 年度の実施回数
＜目標値＞実施回数	3 回	令和 8 年度の実施回数

⑥ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数

＜成果目標＞

項 目	数 値	考 え 方
令和 4 年度の配置数	5 人	令和 4 年度の配置数
＜目標値＞配置数	3 人	令和 8 年度の配置数

⑦ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施

＜成果目標＞

項 目	数 値	考 え 方
令和 4 年度の実施回数	12 回	令和 4 年度の事例検討実施回数
＜目標値＞実施回数	1 回	令和 8 年度の事例検討実施回数
令和 4 年度の参加事業者・機関数	2 か所	令和 4 年度の参加事業者・機関数
＜目標値＞参加事業者・機関数	6 か所	令和 8 年度の参加事業者・機関数

⑧ 協議会の専門部会の設置

＜成果目標＞

項 目	数 値	考 え 方
令和 4 年度の設置数	5 部会	令和 4 年度の設置数
＜目標値＞専門部会の設置数	5 部会	令和 8 年度の設置数
令和 4 年度の専門部会の実施回数	6 回	令和 4 年度の実施回数
＜目標値＞専門部会の実施回数	25 回	令和 8 年度の実施回数

(5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第7期計画においては、国は目標値を定めるにあたって、以下の基本指針を示しています。

＜第7期の基本指針＞

○基本指針:令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

- ① 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加

＜成果目標＞

項 目	数 値	考 え 方
令和4年度の参加人数	0人	令和4年度の参加人数
＜目標値＞参加人数	1人	令和8年度の参加人数

- ② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制

＜成果目標＞

項 目	数 値	考 え 方
令和4年度の体制の有無	0	令和4年度の体制の有無(有り:1,無し:0)
＜目標値＞体制の有無	1	令和8年度の体制の有無(有り:1,無し:0)
令和4年度の実施回数	0回	令和4年度の実施回数
＜目標値＞実施回数	1回	令和8年度の実施回数

3 障がい福祉サービス等の実績・見込み

(1) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、入所施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います。具体的には、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所（ショートステイ）があります。

<日中活動系サービスの内容>

区分	事業内容
生活介護	常に介護が必要な方で、主に日中において、入浴、排せつ、食事等の介護や、創作的な活動、生産活動などの機会を提供するものです。
自立訓練 （機能訓練）	理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーションなどの身体機能の維持・回復などの支援を行うとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡、調整を通じて、地域生活への移行を目指すサービスです。
自立訓練 （生活訓練）	知的障がい者や精神障がい者に、自立した日常生活を営むために必要な、入浴、排せつ、食事等に関する訓練を行うとともに、生活等に関する相談支援、関係サービス機関との連絡、調整を通じて、地域生活への移行を目指します。
宿泊型自立訓練	日中、一般就労や外部の障がい福祉サービス並びに同一敷地内の日中活動サービスを利用している者等を対象に、一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための訓練を実施、または、昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行い、積極的な地域移行の促進を図ります。
就労選択支援 （新規）	障がいのある方が希望や能力・適性に合った仕事探しや支援機関選びができるよう支援するサービスです。実際のサービス開始は令和7(2025)年10月が予定されています。
就労移行支援	就労を希望する方を対象に、定められた期間、生産活動、職場体験などの活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上といった訓練を行うサービスです。
就労継続支援 （A型）	企業などに就労することが困難な障がい者に、原則雇用契約に基づいた就労の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
就労継続支援 （B型）	企業などに雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供など就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療的ケアや常時介護が必要な障がい者に対し、主として昼間に病院などの施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の支援を行うものです。
短期入所	居宅において、その介護を行う方の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者に、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

(2) 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等での住まいの場としてのサービスを行います。具体的には、施設入所支援及び共同生活援助（グループホーム）があります。

<居住系サービスの内容>

区分	サービス内容
施設入所支援	施設に入所する必要がある障がい者に、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他日常生活上の支援を行います。
共同生活援助	主として夜間に、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の援助を行います。 共同生活介護（ケアホーム）については、平成 26 年4月から共同生活援助（グループホーム）に統合化されました。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力や生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

(3) 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅で訪問を受けたり、通所などして利用するサービスです。具体的には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

<訪問系サービスの内容>

区分	サービス内容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、通院時における介助など生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいや移動に困難を有する方に対して、外出時に同行し、移動及びそれに伴う外出先の援護（視覚的情報の支援、排せつ・食事などの介護）を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有した常時介護を必要とする方に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護が必要な障がい者等で、意思疎通が著しく困難な方に対し、居宅介護その他の障がい福祉サービスを包括的に提供します。

（４）計画相談支援

指定相談支援は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう相談支援を行います。具体的には、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援があります。

＜計画相談支援の内容＞

区分	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの申請等を行おうとする障がい者について、心身の状況やサービスの利用意向、その他の事業を勘案して、事業者やその他の者との連絡調整などを行い、利用する障がい福祉サービス等の種類と内容等を定めたサービス等利用計画を作成するとともに、サービス等利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所または精神科病院に入院している障がい者に対して、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設退所や病院を退院した一人暮らしまたは、地域生活が不安定な障がい者に対して、常時の連絡体制の確保と障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談支援を行います。

(5) 第6期実績と第7期計画見込み

< 第6期計画期間の実施状況 >

		令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込み)	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
日中活動系サービス	生活介護	9 人 144 人日	16 人 157 人日	9 人 144 人日	15 人 147 人日	9 人 144 人日	14 人 144 人日
	自立訓練(機能訓練)	1 人 6 人日	0 人 0 人日	1 人 6 人日	0 人 0 人日	1 人 6 人日	0 人 0 人日
	自立訓練(生活訓練)	1 人 25 人日	1 人 25 人日	1 人 25 人日	1 人 25 人日	1 人 25 人日	1 人 25 人日
	就労選択支援	-	-	-	-	-	-
	就労移行支援	2 人 22 人日	2 人 24 人日	2 人 22 人日	1 人 18 人日	3 人 33 人日	6 人 62 人日
	就労継続支援(A型)	2 人 42 人日	2 人 40 人日	3 人 63 人日	3 人 61 人日	3 人 63 人日	2 人 40 人日
	就労継続支援(B型)	17 人 323 人日	25 人 475 人日	18 人 342 人日	21 人 399 人日	18 人 342 人日	19 人 361 人日
	就労定着支援	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人	0 人
	療養介護	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	短期入所(医療型) ※児童除く	0 人 0 人日	0 人 0 人日	0 人 0 人日	0 人 0 人日	0 人 0 人日	0 人 0 人日
	短期入所(福祉型) ※児童除く	2 人 20 人日	9 人 120 人日	2 人 20 人日	7 人 82 人日	2 人 20 人日	7 人 76 人日
サービス系 居住系	自立生活援助	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
	共同生活援助(GH)	10 人	13 人	11 人	12 人	11 人	7 人
	施設入所支援	5 人	5 人	5 人	6 人	4 人	6 人
訪問系サービス	居宅介護	18 人 281 時間	21 人 922 時間	20 人 313 時間	18 人 979 時間	21 人 329 時間	15 人 874 時間
	重度訪問介護		0 人 0 時間		0 人 0 時間		0 人 0 時間
	同行援護		0 人 0 時間		0 人 0 時間		1 人 58 時間
	行動援護		2 人 35 時間		2 人 35 時間		2 人 35 時間
	重度障害者等包括支援		0 人 0 単位		0 人 0 単位		0 人 0 単位
相談支援	計画相談支援 (1年間合計)	7 人	48 人	7 人	44 人	8 人	36 人
	地域移行支援 (1年間合計)	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人
	地域定着支援 (1年間合計)	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人

注: 人日は1か月分の累積延人員数を示す

第7期計画は、第6期までの実績を踏まえて利用人数・利用量を見込みます。障がいのある人が地域社会で生活できるよう、生活介護や就労継続支援など、利用者のニーズに対応した必要なサービス量の確保に向けて、各事業所との連携体制を強化していきます。

＜第7期計画期間の見込み(1か月分)＞

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中活動系サービス	生活介護	9 人 144 人日	9 人 144 人日	9 人 144 人日
	自立訓練(機能訓練)	1 人 6 人日	1 人 6 人日	1 人 6 人日
	自立訓練(生活訓練)	1 人 25 人日	1 人 25 人日	1 人 25 人日
	就労選択支援	-	0 人	0 人
	就労移行支援	2 人 22 人日	2 人 22 人日	2 人 22 人日
	就労継続支援(A型)	2 人 42 人日	2 人 42 人日	2 人 42 人日
	就労継続支援(B型)	17 人 323 人日	17 人 323 人日	17 人 323 人日
	就労定着支援	1 人	1 人	1 人
	療養介護	2 人	2 人	2 人
	短期入所(医療型) ※児童除く	0 人 0 人日	0 人 0 人日	0 人 0 人日
	短期入所(福祉型) ※児童除く	20 人 2 人日	20 人 2 人日	20 人 2 人日
居住系サービス	自立生活援助	1 人	1 人	1 人
	共同生活援助(GH)	10 人	10 人	10 人
	施設入所支援	5 人	5 人	5 人
訪問系サービス	居宅介護	5 人 60 時間	17 人 60 時間	16 人 60 時間
	重度訪問介護	5 人 60 時間	5 人 60 時間	5 人 60 時間
	同行援護	5 人 60 時間	5 人 60 時間	5 人 60 時間
	行動援護	5 人 60 時間	5 人 60 時間	5 人 60 時間
	重度障害者等包括支援	0 人 0 単位	0 人 0 単位	0 人 0 単位
相談支援	計画相談支援 (1年間合計)	84 人	84 人	84 人
	地域移行支援 (1年間合計)	0 人	0 人	0 人
	地域定着支援 (1年間合計)	0 人	0 人	0 人

（６）その他

①自立支援医療費の支給

医療を提供するサービスとしては、自立支援医療費と療養介護医療費の支給があります。平成18年4月より従来の更生医療・育成医療・精神通院医療の3つの公費負担医療制度が再編され、自立支援医療として実施しています。

②補装具費の支給

補装具等を提供するサービスとしては、補装具費の給付と日常生活用具給付があります。これまでの補装具給付制度と日常生活用具給付等事業は、平成18年10月から自立支援給付において個別給付する補装具費と、地域生活支援事業による日常生活用具給付に再編されています。支給決定は町が実施するため、相談等適切な対応に努めます。

4 地域生活支援事業の推進

(1) 地域生活支援事業の概要

事業名	事業項目	主な対象	利用者負担	備考
①理解促進研修・啓発事業		身・知・精		
②自発的活動支援事業		身・知・精		
③相談支援事業	障害者相談支援事業	身・知・精	無料	委託
	地域自立支援協議会			
	相談支援機能強化事業			委託
	住宅入居等支援事業			
	成年後見制度利用支援事業	知・精		
④コミュニケーション支援事業	コミュニケーション支援事業	身	無料	委託
⑤日常生活用具給付事業	日常生活用具給付事業	身・知・精	1割	
⑥移動支援事業		身・知・精	1割	委託
⑦地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター事業	身・知・精	1割	委託
⑧その他事業	訪問入浴サービス事業	身・知	1割	委託
	日中一時支援事業	身・知	1割	委託
	更生訓練費給付事業	身	-	
	自動車改造費助成事業	身	-	
	緊急一時宿泊事業 (令和3年度より新設)	身・知・精	1割	委託

※身:身体障がい者、知:知的障がい者、精:精神障がい者

<地域生活支援事業必須事業の種類と内容>

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	平成25年度から開始された事業で、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	平成25年度から開始された事業で、障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。
障害者相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)、社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等)、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。

事業名	事業内容
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	平成25年度から開始された事業で、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
手話通訳者・緊急時手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションを図る必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 また、聴覚障がいのある人またはその家族が病気または事故により救急車の要請をした場合等の緊急時において、搬送先の病院に手話通訳者を派遣し、緊急時における聴覚障がいのある人の円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を役場等に設置します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等。
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等。
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ等、収尿器。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

(2) 地域生活支援事業の実績・見込み

① 必須事業の実施方策と見込み

1) 相談支援事業

3種の障害者手帳所持者など障がいのある人やその保護者・介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、必要なサービス利用につながる支援などを行います。

相談支援事業は、町の担当窓口で対応するとともに、平成19年度から指定相談支援事業所に委託して窓口を確保し、専門性が必要な相談に適切に対応できるよう努めてきました。

令和3年度より、福島県内における各中核市（福島市・郡山市・いわき市）3か所と双葉郡内1か所の指定相談支援事業所と委託契約を結び、さらに相談支援体制を整え、福祉の関連機関と連携を図っています。

また、成年後見制度利用支援事業については、地域移行の推進や自立した暮らしを実現する上での必要性を鑑み、相談等に対応し、必要な場合には対応できる体制を確保します。

<第6期計画値と実績(年度分)>

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
相談支援事業	障害者相談支援事業	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
	地域自立支援協議会	有	有	有	有	有	有
	基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有
相談支援機能強化事業		無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業		—	—	—	—	—	—
成年後見制度利用支援事業		1 件	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件

<第7期見込み(年度分)>

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進・啓発事業		検討中		
自発的活動支援事業		検討中		
相談支援事業	障害者相談支援事業	4 か所	4 か所	4 か所
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有
	住宅入居等支援事業	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		1 人	1 人	1 人
成年後見制度法人後見支援事業		無	無	無

2) 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障のある身体障がい者等に手話通訳者などを派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、委託先の協力を得て実施しており、第6期計画においても、現状程度の利用を見込みます。

手話通訳者設置事業については、帰町の状況と合わせながら、人材の確保、養成について検討していきます。

<第6期計画値と実績(年度分)>

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	実1人	実0人	実1人	実0人	実1人	実0人
手話通訳者設置事業	無	無	無	無	無	無

<第7期見込み(年度分)>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	実1人	実1人	実1人
手話通訳者設置事業	無	無	無

3) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者に自立生活支援用具、ストマなどの排泄管理支援用具等を給付または貸与する日常生活用具給付等事業は、地域生活支援事業のなかで実施しています。また、住宅改造費助成事業を当該事業に含めて実施します。

利用実績は、情報・意思疎通支援用具の利用が計画値を上回っていますが、その他は、第7期計画においても、現状程度の利用を見込みます。

<第6期計画値と実績(年度分)>

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
介護・訓練支援用具	1件	0件	1件	0件	1件	0件
自立生活支援用具	1件	0件	1件	0件	1件	0件
在宅療養等支援用具	1件	0件	1件	0件	1件	0件
情報・意思疎通支援用具	1件	0件	1件	0件	1件	0件
排泄管理支援用具	170件	102件	180件	79件	190件	83件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件	1件	1件	0件	1件	0件

<第7期見込み(年度分)>

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	1 件	1 件	1 件
自立生活支援用具	1 件	1 件	1 件
在宅療養等支援用具	1 件	1 件	1 件
情報・意思疎通支援用具	1 件	1 件	1 件
排泄管理支援用具	120 件	130 件	140 件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1 件	1 件	1 件

4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者・児等が社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加活動などでの外出を支援するサービスです。

<第6期計画値と実績(年度分)>

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
移動支援事業	実10人 延900時間	実8人 延823時間	実10人 延900時間	実8人 延627時間	実8人 延720時間	実6人 延536時間

<第7期見込み(年度分)>

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実7人 延630時間	実7人 延630時間	実7人 延630時間

5) 地域活動支援センター事業・地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターで基礎的事業として実施される創作的活動、生産活動に加え、相談、啓発事業など地域活動支援センターを核に障がい者の地域生活を促進するための地域活動支援センター機能強化事業が実施されます。

<第6期計画値と実績(年度分)>

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
町内にある施設	0 か所 実 0 人	0 か所 実 0 人	0 か所 実 0 人	0 か所 実 0 人	0 か所 実 0 人	0 か所 実 0 人
他市町にある施設	1 か所 1 人	0 か所 0 人	1 か所 1 人	0 か所 0 人	1 か所 1 人	0 か所 0 人

<第7期見込み(年度分)>

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
町内にある施設	0 か所 0 人	0 か所 0 人	0 か所 0 人
他市町にある施設	1 か所 1 人	1 か所 1 人	1 か所 1 人

②その他の事業（任意事業）の実施方策と見込み

任意事業として双葉町では以下の事業を地域生活支援事業のなかで実施します。

これまで実施してきた事業、新たに利用されるものなど、利用者は微増しており、利用状況等を勘案して、計画期間の利用量を見込みました。

＜地域生活支援事業任意事業一覧＞

事業名	事業概要
訪問入浴事業	入浴が困難な在宅の障がい者等を対象に、障がい者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。指定事業所に委託。
日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がいのある人の日中における活動の場を提供します。
自動車改造費助成事業	自動車の改造費用の一部を助成します。
緊急一時宿泊事業	家庭における障がいのある人等が、介護者の急病その他の緊急な事由により、家庭で介護することが出来ない場合に、緊急に通い慣れた通所施設等への宿泊を推奨します。

1) 訪問入浴サービス事業

委託した指定事業所が障がい者等の居宅を訪問し、入浴の介護を行います。

各年度、計画値内で利用されています。今後も同程度の利用を見込みます。

＜第6期計画値と実績(年度分)＞

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
訪問入浴サービス事業	実2人	実2人	実2人	実2人	実2人	実2人

＜第7期見込み(年度分)＞

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実2人	実2人	実2人

2) 日中一時支援事業

家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障がいのある人の日中における活動の場を提供するもので、平成26年度以降は計画値内で利用されています。今後も同程度の利用を見込みます。

<第6期計画値と実績(年度分)>

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
日中一時支援事業	3 か所 実 4 人	2 か所 実 3 人	3 か所 実 4 人	1 か所 実 1 人	3 か所 実 4 人	1 か所 実 1 人

<第7期見込み(年度分)>

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	2 か所 実 3 人	2 か所 実 3 人	2 か所 実 3 人

3) 自動車改造費助成事業

外出支援策の一つとして、自動車改造費の一部助成を行っており、利用はごく少数ですが、利用ニーズの把握に努めます。

<第6期計画値と実績(年度分)>

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
自動車改造費助成事業	1 件	0 件	1 件	1 件	1 件	0 件

<第7期見込み(年度分)>

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造費助成事業	1 件	1 件	1 件

4) 緊急時一時宿泊事業

家庭における障がい者等が、介護者の急病その他の緊急な事由により、家庭で介護することが出来ない場合に、緊急に通い慣れた通所施設等に宿泊させることで安心して生活できる場の確保を容易にすることを目的としています。

<第6期計画値と実績(年度分)>

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
緊急時一時宿泊事業	1 件	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件

<第7期見込み(年度分)>

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急時一時宿泊事業	1 件	1 件	1 件

第6章 第3期障がい児福祉計画

1 第2期障がい児福祉計画における成果目標の状況

障がい児支援の充実・強化を図るため、第2期障がい児福祉計画を策定し、推進してきました。その中で令和5年度を目標年度とした成果目標を設定して推進しており、令和5年度の実績見込み状況は以下のとおりです。

＜児童発達支援センターの整備の目標・実績＞

項 目	令和5年度目標	令和5年度実績 (見込み)
令和2年3月31日時点の整備数	0か所	－
＜目標値＞整備数(双葉圏域で設置)	0か所	0か所

＜保育所等訪問支援事業所の整備の目標・実績＞

項 目	令和5年度目標	令和5年度実績 (見込み)
令和2年3月31日時点の整備数	0か所	－
＜目標値＞整備数(双葉圏域で設置)	0か所	0か所

＜重症心身障がい児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所の目標・実績＞

項 目	令和5年度目標	令和5年度実績 (見込み)
令和2年3月31日時点の整備数	0か所	－
＜目標値＞整備数(双葉圏域で設置)	0か所	0か所

＜重症心身障がい児を主たる支援対象とする放課後等デイサービス事業所の目標・実績＞

項 目	令和5年度目標	令和5年度実績 (見込み)
令和2年3月31日時点の整備数	0か所	－
＜目標値＞整備数(双葉圏域で設置)	0か所	0か所

＜医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置の目標・実績＞

項 目	令和5年度目標	令和5年度実績 (見込み)
令和2年3月31日時点の医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の数	0回/年	－
＜目標値＞協議の場の数(双葉圏域で設置)	0回/年	0回/年

2 第3期障がい児福祉計画（成果目標）の設定

障がい児支援として、以下を重点施策として、令和8年度を目標年度とした数値目標を設定します。

- ①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築（保育所等訪問支援事業所の整備）
- ③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
双葉郡での圏域設置を、双葉地方地域自立支援協議会にて協議していきます。

（1）児童発達支援センターの整備

<成果目標>

項 目	令和8年度目標	考え方
令和5年3月31日時点の整備数	0か所	令和4年度末の整備か所数
<目標値>整備数	1か所	令和8年度末までの整備か所数

（2）障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築（保育所等訪問支援事業所の整備）

<成果目標>

項 目	令和8年度目標	考え方
令和5年3月31日時点の整備数	0か所	令和4年度末の整備か所数
<目標値>整備数	1か所	令和8年度末までの整備か所数

(3) 重症心身障がい児を支援する事業所の整備

<成果目標>

(1) 重症心身障がい児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所

項 目	令和8年度目標	考え方
令和5年3月31日時点の整備数	0か所	令和4年度末の整備か所数
<目標値>整備数	0か所	令和8年度末までの整備か所数

(2) 重症心身障がい児を主たる支援の対象としている放課後等デイサービス事業所

項 目	令和8年度目標	考え方
令和5年3月31日時点の整備数	0か所	令和4年度末の整備か所数
<目標値>整備数	0か所	令和8年度末までの整備か所数

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

<成果目標>

(1) 関係機関の協議の場の設置

項 目	令和8年度目標	考え方
令和5年3月31日時点の整備数	0か所	令和4年度末の整備か所数
<目標値>整備数	1か所	令和8年度末までの整備か所数

(2) コーディネーターの配置

項 目	令和8年度目標	考え方
令和5年3月31日時点の配置数	0人	令和4年度末の整備か所数
<目標値>配置数	1人	令和8年度末までの整備か所数

3 障がい児福祉サービスの実績・見込み

障がい児支援の強化を目指して、通所・入所の利用形態を一元化する制度改正が行われ、平成24年度から従来の児童デイサービスは、児童福祉法に基づく障がい児通所支援となりました。障がい児通所支援には、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援があります。訪問系サービス、相談支援の事業を含めて、平成30年度から障がい児福祉計画を推進してきました。

＜児童福祉法に基づくサービスの種類と内容＞

	サービス名	サービス内容
障がい児通所支援	児童発達支援	児童福祉施設として位置付けられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。 様々な障がいがあっても、身近な地域で適切な支援が受けられます。 ①児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域で生活する障がいのある子どもや家族の支援」、「地域の障がいのある子どもを預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。 ②児童発達支援事業 未就学の障がいのある子どもが日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由の障がいのある未就学の子どもに対して、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある子どもや今後利用する予定の障がいのある子どもに対して、訪問により、保育所等における集団生活のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
訪問系	居宅訪問型児童発達支援(新規)	重度の障がい等により、外出が著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。
入所系	福祉型障害児入所施設	施設に入所している児童に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	施設に入所または指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。
相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障がいのある子どもに対して、適切なサービス利用に向けて、障害児支援利用計画案を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

※入所系のサービスの見込みは、都道府県が行います。

（１）第２期計画の実施状況

児童発達支援のサービス利用者は令和４年度１１４人から令和５年度（見込み）１２６人と大きく増加しています。

また、放課後等デイサービスについても令和４年度では２３９人の利用が見られましたが、令和５年度（見込み）では３２０人と大きく増加しています。

障害児相談支援は、実人数で１５～１７人の利用で推移しています。

＜第２期計画期間の実施状況（１か月）＞

	令和３年度	令和４年度	令和５年度 （見込み）
児童発達支援	６人	８人	８人
	８４人日	１１４人日	１２６人日
医療型児童発達支援	０人	０人	０人
放課後等デイサービス	１６人	１５人	１８人
	２３６人日	２３９人日	３２０人日
保育所等訪問支援	１人	１人	１人
障害児相談支援	１７人	１５人	１６人
居宅訪問型児童発達支援	０人	０人	０人
	０人日	０人日	０人日
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーターの 配置人数	０人	０人	０人

(2) 第3期計画の見込み

児童発達支援と放課後等デイサービスについては、利用実績等から計画期間は児童発達支援が3人、放課後等デイサービスは5人と微増を見込み、主に圏域内での利用を見込みました。今後は、サービス利用につながる保育所等の通所状況等の把握に努めます。

障がい児支援体制の充実については、児童発達センターの設置について双葉地方地域自立支援協議会で協議を進めており、あわせて今後は医療的ケア児の支援に向けて関係機関等と調整を図る医療的ケア児調整コーディネーターの配置について検討します。

＜第3期計画期間の見込み(1か月)＞

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	3人 9人日	3人 9人日	3人 9人日
医療型児童発達支援	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
放課後等デイサービス	5人 35人日	5人 35人日	5人 35人日
保育所等訪問支援	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
居宅訪問型児童発達支援	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
障害児入所施設(福祉型・医療型)	0人	0人	0人
障害児相談支援	15人	15人	15人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0人	0人	0人
短期入所(医療型・福祉型)	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日

第7章 推進方策

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進方策

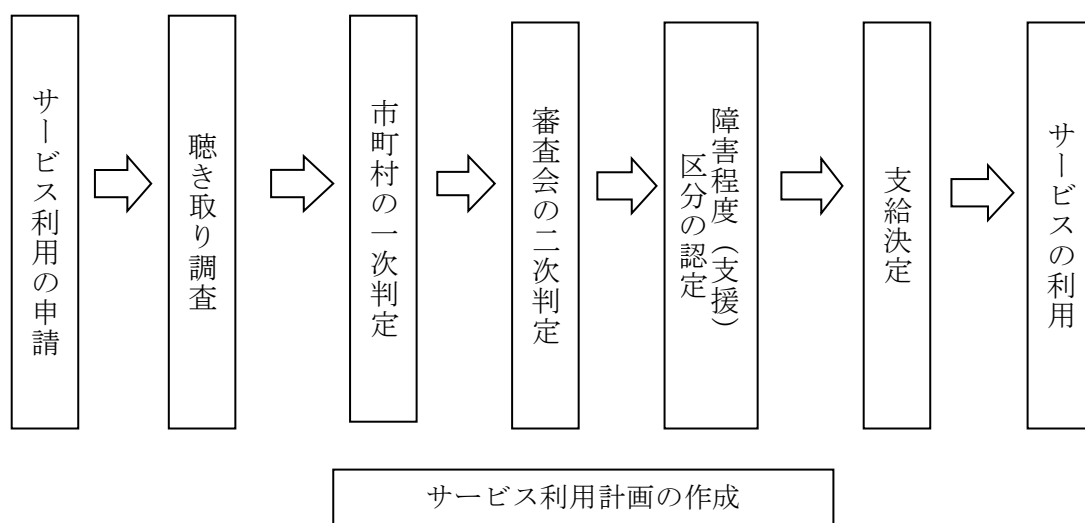
(1) 障害支援区分認定

自立支援給付サービスを利用するには、支給決定（サービス受給者証の発行）を受けることが必要です。18歳以上の方については、障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がい者の心身の状態を総合的に表す障害支援区分の認定（区分1～6の6段階）を受けることとなります。

障がい者からのサービス利用の申請に基づき、町または委託先の相談支援事業者が心身の状況に関する80項目の認定調査項目と24項目の医師意見書に基づきコンピュータ判定による一次判定を行い、圏域の審査会で二次判定を行い、障害支援区分が確定します。その後、障がい者本人のサービス利用意向などをもとに町で支給決定を行い、障がい者がサービス利用計画に基づいてサービスを利用するしくみです。平成24年度からサービス利用が円滑にいくように、サービス利用計画は支給決定前に作成することとなったことから、聴き取り調査の段階からサービス利用計画の作成に向けた相談が進められるように努めます。

障害支援区分認定調査、審査会などについて、町内の障がい者や家族などへの制度の周知と理解に努めるとともに、圏域での連携を図りながら、調査員や審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と、障がい者の状況とニーズに応じた支給決定に努めていきます。

＜サービスの申請から利用までの概略＞



(2) 低所得者への配慮

自立支援給付の利用にあたっては、低所得者の負担を軽減するために、①月額上限設定や、②高額障がい福祉サービス費、③入所施設の補足給付などが制度化されています。

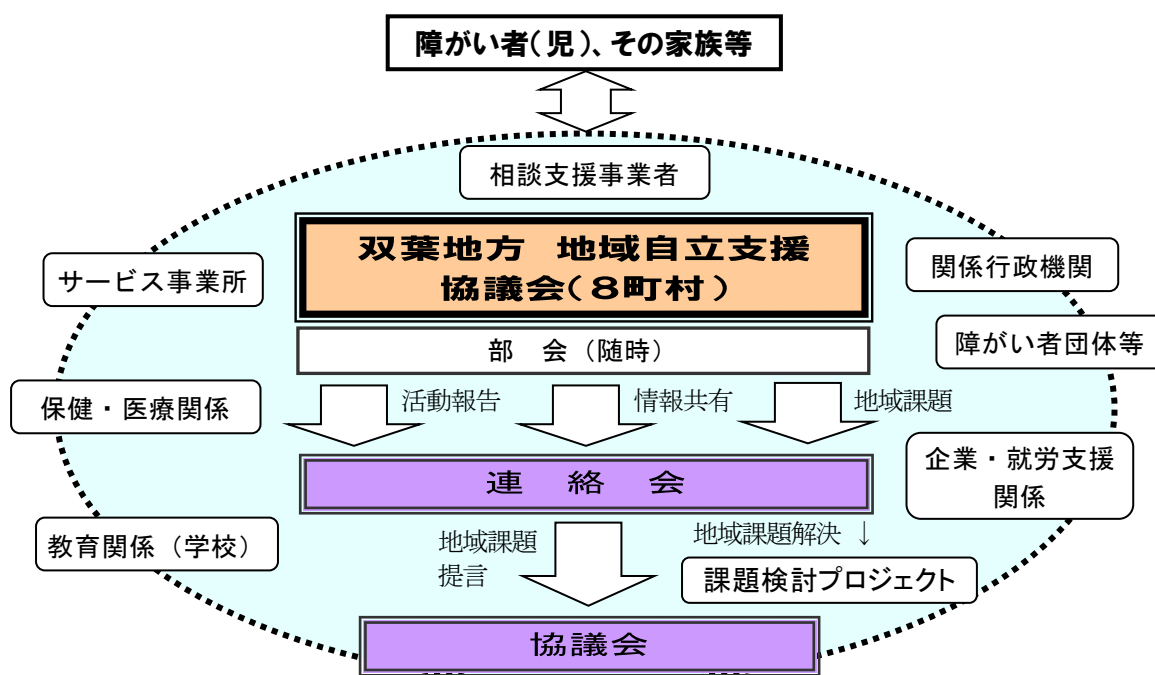
こうした制度について、障がい者と家族などへの周知に努めていきます。

また、地域生活支援事業の各種サービスについては、市町村が裁量的に自己負担額を決めることができます。双葉町においては自立支援給付との整合を図り、原則1割負担とするとともに、低所得者に配慮した運用を図っていきます。

(3) 双葉地方地域自立支援協議会の運営

障がい者・障がい児の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、指定相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのためには、町、指定相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。このため、障がい者支援ネットワークの中核的役割を果たす機関として、双葉地方地域自立支援協議会を圏域で共同設置しており、5つの部会を設置し、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行っています。また、連絡会・協議会を各年3・4回開催し、地域の支援システムとして機能的な運用に努めます。

＜双葉地方地域自立支援協議会の構成＞



協議会：年3・4回開催（定数40人以下）重要事項等の決定

部会：つながる部会、しごと部会、くらし部会、こども部会、ほんにん部会の5部会。

連絡会：（15人以内）年3・4回、部会と協議会の調整

2 計画の推進に向けて

(1) 庁内の推進体制の整備と町民・関係機関等の連携

計画の基本理念の実現に向けて、障がい者福祉の分野にとどまらず、庁内の様々な部局にわたって、十分な連携のもとに事業・施策を進めます。

また、各種の障がい福祉施策の推進にあたっては、行政、事業者、医療機関、学校、ボランティア団体等の各関係機関の緊密な連携を図り、必要な情報を共有しながら推進していく体制を確立していきます。

(2) 国・県・近隣市町村との連携・協力

広域的に対応する必要がある事業については、国・県・近隣市町村とも連携・協力できる体制づくりを進めます。

(3) 計画についての広報・啓発の推進

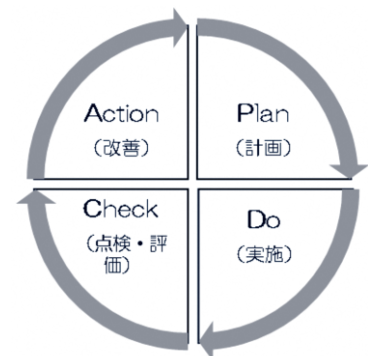
計画について、広く町民の理解や協力を得るために、町の広報紙やホームページなどを通じて計画についての広報・啓発を行います。

(4) 計画の達成状況の点検と評価

計画の達成状況については、点検・評価を行い、進行管理を行います。また、障がい福祉サービス等の実態や国・県の動向、近隣市町村の実施状況なども踏まえ検証します。

成果目標及び活動指標については、PDCAサイクル（計画の作成－計画の実施－点検・評価－改善）のプロセスに基づき分析・評価を行い、必要があるときと認めるときは計画の変更や見直しを行います。高齢化対策推進委員会に定期的に報告し、ご意見をいただきながら進めます。

<PDCAサイクルのイメージ>



(5) 原発避難者特例法に基づく推進

原発避難者特例法の指定自治体となっており、障がい者支援については以下の事務を避難先で対応していただいております。今後も避難先自治体と連携を図りながら適切な対応に努めます。（11法律268事務）

<医療・福祉関係>

- ・特別児童扶養手当等に関する事務（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）
- ・障がい者、障がい児への介護給付費等の支給決定に関する事務（障害者総合支援法）

資 料

1 条例・規則

双葉町福祉計画推進協議会設置条例

(令和 5 年 6 月 1 4 日)
条例第 1 9 号

(設置)

第 1 条 双葉町における福祉に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、双葉町福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査及び審議するものとする。

- (1) 福祉に係る計画の策定及び変更に関すること
- (2) 福祉に係る計画の推進及び進捗管理に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が計画の推進のために必要と認める事項に関すること

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉又及び保健団体等の代表者
- (3) 地域団体の代表者等
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 協議会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委嘱された委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第 7 条 協議会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長の命を受け、専門的事項を調査及び審議する。

(部会長及び副部会長)

第 8 条 専門部会に、専門部会の委員の互選により部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

第 9 条 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が主宰する。

2 部会長は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(秘密の保持)

第 10 条 会議に出席した者は、職務上又は会議を通じて知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 11 条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

(双葉町高齢化対策推進委員会条例の廃止)

第 2 条 双葉町高齢化対策推進委員会条例(平成 2 年双葉町条例第 2 号)は、廃止する。

2 委員名簿

双葉町福祉計画推進協議会委員

No.	所属団体等	委 員 名	備 考
1	双葉郡医師会	白土 正人	
2	双葉町民生児童委員協議会	大橋 正子	
3	双葉町社会福祉協議会	高野 泉	
4	社会福祉法人ふたば福祉会	木幡 智清	
5	社会福祉法人ふたば福祉会 特別養護老人ホームせんだん	山本 一弥	会長
6	双葉町教育委員会	高野 春美	
7	双葉町老人クラブ連合会	前田 洋海	
8	双葉町スポーツ推進委員会	箭内 充	
9	双葉町婦人会	谷津田 敬子	
10	双葉町結婚対策協議会	木幡 昌也	副会長

3 策定経過

年月日	実施内容、会議等	主な協議事項
令和5年8月10日～ 8月31日	アンケート調査実施	『福祉に関するアンケート調査』
令和6年1月23日	第1回双葉町福祉計画推進協議会	・第2次双葉町障がい者計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画（案）について
令和6年2月20日	第2回双葉町福祉計画推進協議会	・第2次双葉町障がい者計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画（案）について
令和6年3月18日	第3回双葉町福祉計画推進協議会	・第2次双葉町障がい者計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画策定について

**第2次双葉町障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画**

発行：令和6年3月

双葉町役場 健康福祉課

〒979-1495

福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西 73 番地 4

電話 0240-33-0131（直通）
